

那 霸 市 公 報

第 1 5 0 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 条 例

○那 霸 市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (税 制 課) 103

○那 霸 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (国 保 ・ 後 期 高 齢 医 療 課)
..... 132

◇ 規 則

○那 霸 市 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (契 約 検 査 室) 139

◇ 告 示

○建 築 基 準 法 4 2 条 第 1 項 第 4 号 の 規 定 に よ る 道 路 の 指 定 に つ い て (建 築 指
導 課) 140

○市 道 路 線 の 認 定 及 び 変 更 に 関 す る 告 示 (道 路 管 理 室) 142

○歩 行 者 専 用 道 路 の 指 定 に 関 す る 告 示 (道 路 管 理 室) 146

○市 道 路 線 の 区 域 決 定 及 び 供 用 開 始 等 に 関 す る 告 示 (道 路 管 理 室) 149

○那 霸 市 歴 史 博 物 館 の 観 覧 料 等 の 収 納 事 務 委 託 に つ い て (博 物 館) 158

○那 霸 市 歴 史 博 物 館 の 観 覧 料 等 の 収 納 事 務 委 託 に つ い て (博 物 館) 158

○那 霸 市 役 所 本 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 徴 収 事 務 委 託 に つ い て (管 財 課) 159

◇ 公 告

○那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路
建 設 課) 159

○平 成 2 0 年 度 、 道 路 位 置 指 定 (変 更 ・ 一 部 廃 止) に つ い て (建 築 指 導 課)
..... 160

○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	160
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	161
○那覇広域都市計画公園事業の施行について (花とみどり課)	162
○都市公園の設置及び供用開始について (公園管理室)	163

◇議 会 訓 令

○那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令	165
○那覇市議会事務局処務規程の全部を改正する訓令	167
○なは市議会だより発行規程の一部を改正する訓令	172
○那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令	174

◇上下水道局規程

○那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程	177
○那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程	181
○那覇市上下水道局公印規程等の一部を改正する規程	189
○那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局の特別の勤務に 従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程	195
○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程	197
○那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程	200
○那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程	202
○那覇市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程	205
○那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程	206
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程	211

◇上下水道局告示

○平成 2 1 年度那覇市水道事業会計予算	212
○平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計予算	214

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	216
----------------------	-----

◇教育委員会規則

○那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則	218
○那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	220
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	222
○那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	229
○那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則	236
○那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則	237
○那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則を廃止する規則	238
○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	239

◇教育委員会訓令

○那覇市立幼稚園処務規程	243
--------------	-----

◇教育委員会教育長訓令

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令	247
------------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示

○那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について	254
------------------------------------	-----

◇監査委員告示

○那覇市監査委員処務規程	255
○那覇市監査基準	257

◇公平委員会規則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 265
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続き
に必要な不服申立書その他の書面の様式の指定の一部を改正する規則
…………… 268

条 例

那覇市条例第16号
平成21年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例等の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、<u>施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式</u>又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5～8 [略]</p>
<p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項若しくは第2項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 [略]</p> <p><u>2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第44条第2項ただし書に規定する場合を除く。)</u>においては、<u>当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る</u></p>	<p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 [略]</p>

特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び

均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあっては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴

均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第47条の2第1項の規定の適用がある場合における同項並びに第47条の3及び前条の規定の適用にあっては、第47条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。
- 3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納税義務者)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の9で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第56条 法第348条第2項第9号又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法上の養成所を設置するも

(固定資産税の納税義務者)

第54条 [略]

2～6 [略]

7 家屋の附帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該

の、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3、第11号の4又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第93条 [略]

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3～4 [略]

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 [略]

2 前項に規定する各年度分の個人の市

(3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

(4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第93条 [略]

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法(明治29年法律第89号)第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3～4 [略]

付 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 [略]

2 [略]

民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第36条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条第1項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(読替規定)

第6条 法附則第15条、第15条の2、第15条の3又は第39条第5項の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2、第15条の3若しくは第39条第5項」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 [略]

(読替規定)

第6条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減

額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第41条第1項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4～5 [略]

6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(阪神・淡路大震災に係る固定資産税の

額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第31条の規定による認定を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

4～5 [略]

6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の3 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第7条の2第13項第1号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が政令附則第12条の2第11項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする家屋(次号において「特例適用家屋」という。)の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第15条の8第3項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第2項第2号又は第4項第2号に掲げる事項)

(3) 特例適用家屋を取得し、又は改築した年月日(法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項までの規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第1項第3号、第2項第3号、第3項第3号又は第4項第3号に掲げる事項)

(4) 令附則第12条の2第11項第1号に規定する被災家屋(次号において「被災家屋」という。)の床面積

(5) 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者持分の割合

(6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第10項の規定の適用を受ける家屋に係る平成17年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、前条第1項から第4項の規定は適用しない。

(土地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産

税(土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産

税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成19年度分又は平成20年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地であって、平成20年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第7条の3 法附則第17条の3第1項の鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準す

税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であって、平成23年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

る価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の3第7項の特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第8条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得

(宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第8条 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得

た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ

た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であ

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな

るべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

第8条の2 削除

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置)

- 第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第15条第1項の規定に基づき、平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第9条 農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地で

るべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置)

- 第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第9条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地で

あるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

第9条の3 削除

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条の2 付則第8条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3若しくは第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成18年度から平成20年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」

あるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

(特別土地保有税の課税の特例)

第11条の2 付則第8条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」

とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3の第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

4 [略]

とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の4 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この

条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2～4 [略]

- 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) [略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条 [略]

2～4 [略]

- 5 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の2 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」

34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

2～3 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の8 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の

とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

2～3 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の8 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の8第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の

規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の10 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の8第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の10 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

<p>(3)～(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段</u>、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項及び付則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第14条の10第4項」とする。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>(3)～(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第3条第1項、付則第3条の3第1項及び付則第3条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の10第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段</u>、第34条の8、第34条の9第1項、付則第3条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の10第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第14条の10第4項」とする。</p> <p>(3)～(4) [略]</p> <p>6 [略]</p>
---	--

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第1条中那覇市税条例付則第14条の10の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日</p> <p>(4) 第2条の規定及び次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日</p> <p>(5) 第1条中那覇市税条例付則第14条の2第1項及び第14条の4の改正規定並びに次条第15項から第19項までの規定 平成22年4月1日</p> <p>(個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき第2条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「第2条改正後条例」という。)付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第1条中那覇市税条例付則第14条の10の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに次条第18項及び第19項の規定 平成21年1月1日</p> <p>(4) 第2条の規定及び次条第6項から第12項までの規定 平成22年1月1日</p> <p>(5) 第1条中那覇市税条例付則第14条の2第1項及び第14条の4の改正規定並びに次条第13項から第17項までの規定 平成22年4月1日</p> <p>(個人の市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき第2条の規定による改正後の那覇市税条例(以下「第2条改正後条例」という。)付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p>

(1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合
当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 1万8千円

イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

8～9 [略]

10 第2条改正後条例付則第14条の6の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。

11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第33条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間(第13項において「特例期間」という。)内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、第2条改正後条例付則第14条の6第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

(1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべ

8～9 [略]

10 第2条改正後条例付則第14条の6の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

き第2条改正後条例付則第12条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。)付則第7条第10項で定めるもの(以下この項及び第13項において「少額配当等」という。)当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの(以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。)当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

12 [略]

13 市民税の所得割の納税義務者が第2条改正後条例付則第14条の7第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、第2条改正後条例付則第14条の7第2項の規定にかかわらず、新条例第33条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

11 [略]

(1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

(2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

14～15 [略]

16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(第1条改正後条例付則第14条の3第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に

12～13 [略]

14 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(第1条改正後条例付則第14条の3第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、第1条改正後条例付則第14条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、第1条改正後条

定める金額に相当する金額とする。

(1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される第1条改正後条例付則第14条の2第2項の規定により読み替えて適用される第1条改正後条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。以下この項において同じ。)が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額

(2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 9万円

イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

17 前項の規定の適用がある場合における第1条改正後条例付則第14条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第31号)付則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等

例付則第14条の2第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例付則第14条の3第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

15 前項の規定の適用がある場合における第1条改正後条例付則第14条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち那覇市税条例の一部を改正する条例(平成20年那覇市条例第31号)付則第2条第14項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等

<p>に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。</p> <p>18 第2条改正後条例付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第2条改正後条例付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p> <p>19 第2条改正後条例付則第15条第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第2条改正後条例付則第15条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p> <p>20 [略]</p> <p>21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に第1条改正後条例付則第14条の10第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。</p>	<p>に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。</p> <p>16 第2条改正後条例付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第2条改正後条例付則第14条の7第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p> <p>17 第2条改正後条例付則第15条第3項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(第2条改正後条例付則第15条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</p> <p>18 [略]</p> <p>19 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に第1条改正後条例付則第14条の10第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。</p> <p>3 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。</p>	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

那覇市条例第17号

平成21年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>9万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>9万円</u>とする。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第14条第1項の規定による減額が行われた場合には、<u>同項</u>の保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>10万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>10万円</u>とする。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が47万円を超える場合には、47万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる</p>

額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。

(1)～(3) [略]

- 2 市長は、保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所

額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。

(1)～(3) [略]

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する

得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税

長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税

の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは

11 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及

「及び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

び山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

那霸市規則第20号

平成21年4月8日

公 布 済

那霸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(遅滞賠償金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p>	<p>(遅滞賠償金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.6パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.6パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告 示

那覇市告示第 1 8 3 号

平成 2 1 年 3 月 2 3 日

掲 示 済

建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定について

下記路線を建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	総延長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 3・4・85 号 龍潭線 (県道 29 号線)	1, 215 m	16 ~ 17 m	別図参照



那覇市告示第 1 9 5 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の認定及び変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条第 2 項に基づき、市道の路線を次のように認定及び変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

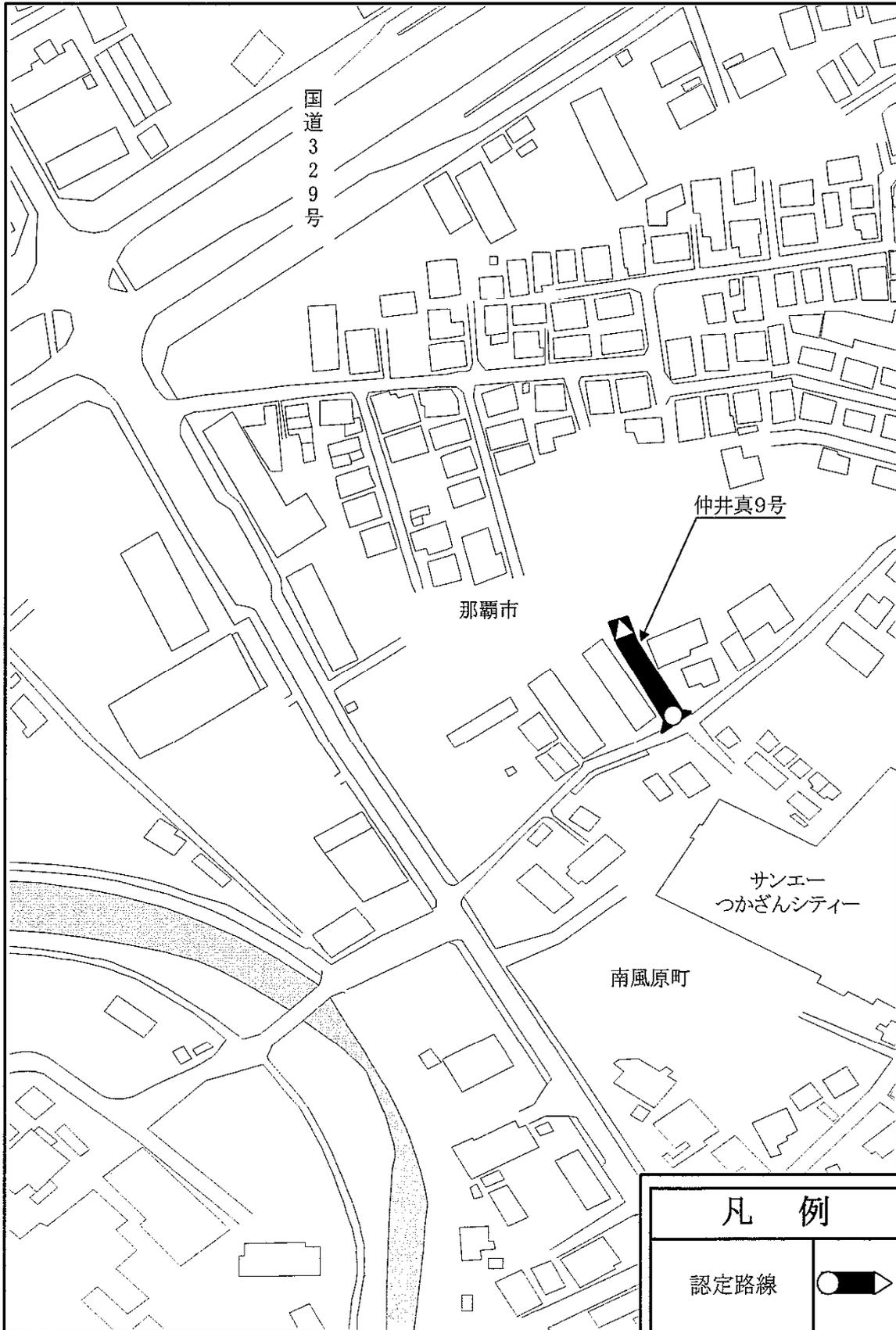
1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2 0 7 7	仲井真 9 号	字仲井真 3 8 7 番 2 字仲井真 3 8 8 番 1	

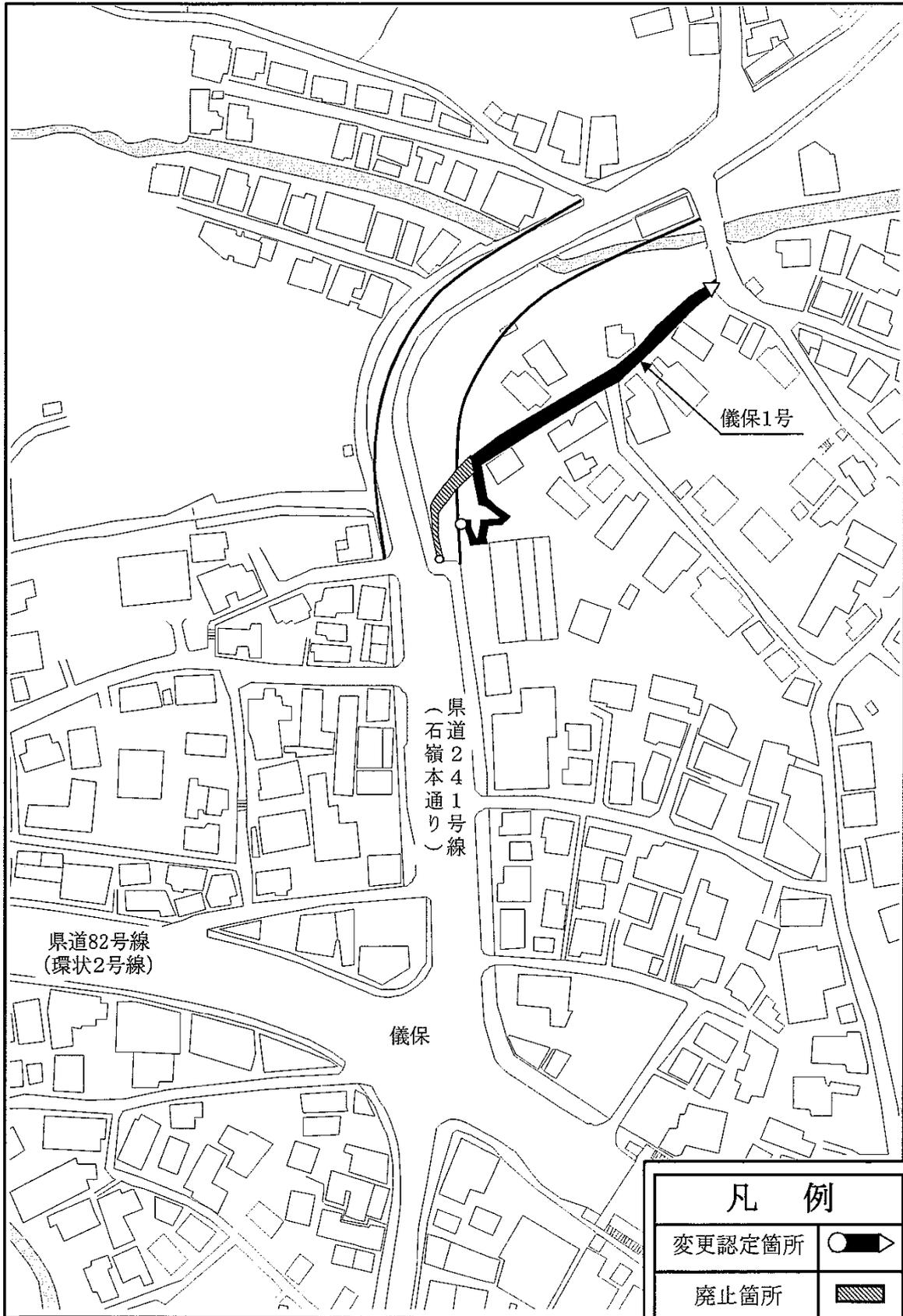
2 変更する路線

整理番号	路線名	新 旧 別	起 点 終 点	重要な経過地
2 8 7	儀保 1 号	新	首里儀保町 3 丁目 3 1 番 首里久場川町 1 丁目 1 9 番 2	
		旧	首里儀保町 3 丁目 3 0 番 首里久場川町 1 丁目 1 9 番 2	
1 1 7 6	安里 2 2 号	新	字安里 1 2 4 番 字安里 1 1 1 番 1	
		旧	字安里 1 1 4 番 字安里 1 1 1 番 1	
1 1 7 7	安里 2 3 号	新	字安里 9 3 番 6 字安里 4 9 番 2	
		旧	字安里 1 1 3 番 3 字安里 4 9 番 2	

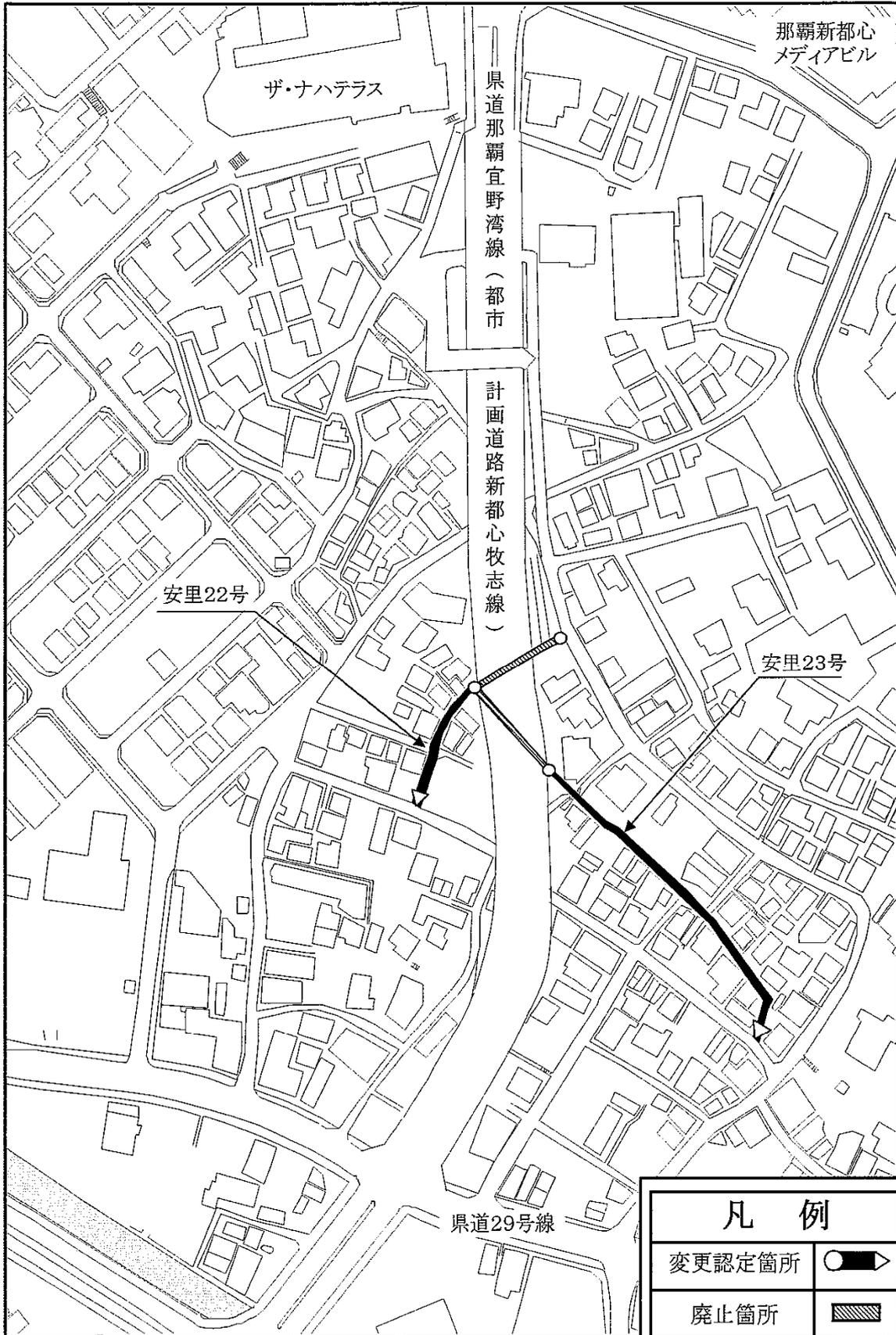
市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の変更位置図(参考図)



市道路線の変更位置図(参考図)



那覇市告示第 1 9 6 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 8 条の 1 3 第 3 項の規定に基づき、本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

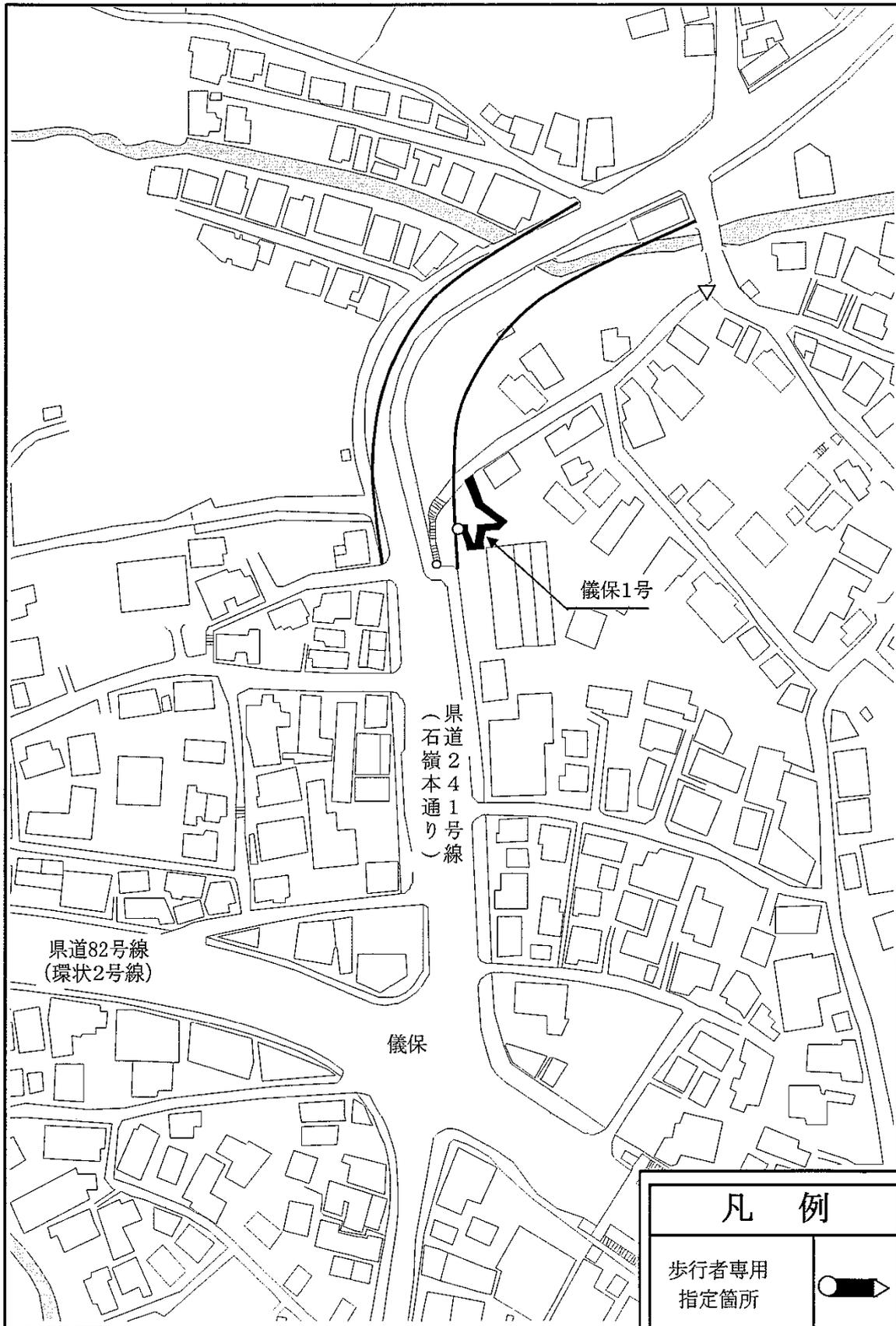
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

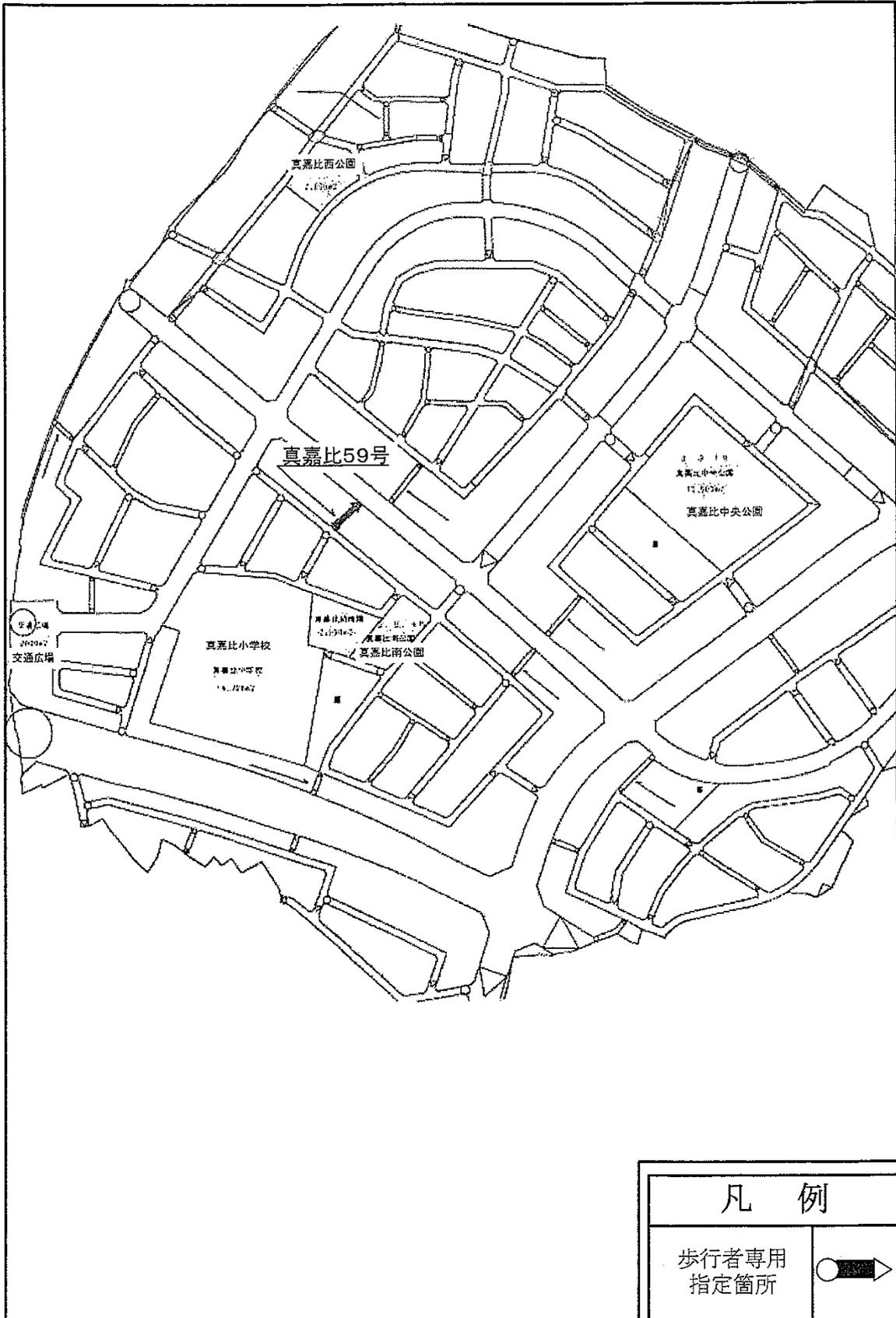
歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
2 8 7	儀保 1 号	首里儀保町 3 丁目 3 1 番 首里儀保町 3 丁目 3 2 番 2
1 6 5 1	真嘉比 5 9 号	字真嘉比 6 9 番 1 字真嘉比 6 9 番 1

歩行者専用道路指定位置図(参考図)



歩行者専用道路指定位置図(参考図)



那覇市告示第 1 9 7 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始等に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始をする路線

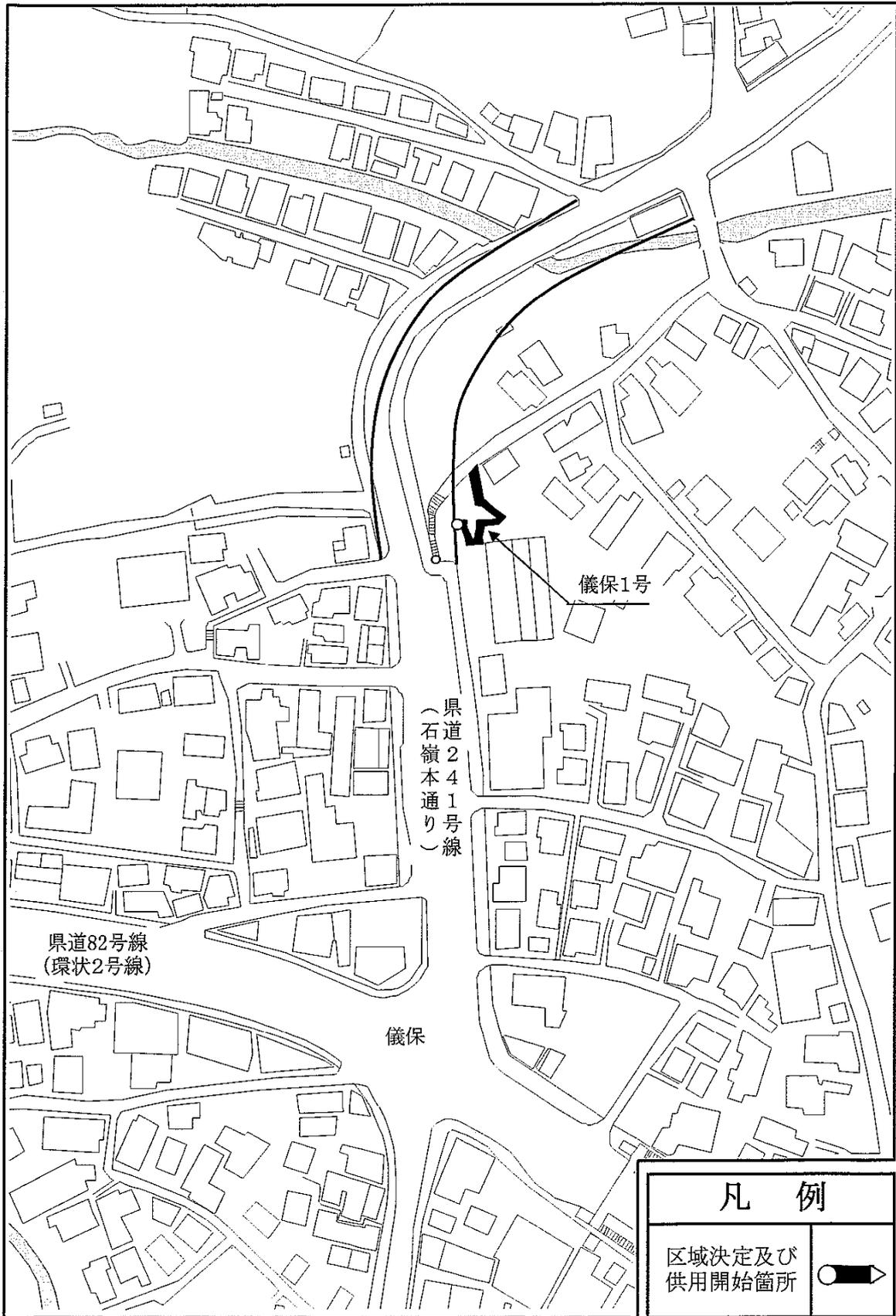
整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2 8 7	儀保 1 号	首里儀保町 3 丁目 3 1 番～ 首里儀保町 3 丁目 3 2 番 2	56.5	2.0	
2 0 7 7	仲井真 9 号	字仲井真 3 8 7 番 2～ 字仲井真 3 8 8 番 1	41.0	6.0	
1 6 0 0	真嘉比 8 号	字真嘉比 2 6 0 番～ 字真嘉比 3 6 6 番 1	471.8	6.0	
1 6 0 1	真嘉比 9 号	字真嘉比 2 5 2 番 4 6～ 字真嘉比 1 6 番	144.0	6.0	
1 6 0 1	真嘉比 9 号	字真嘉比 2 4 番～ 字真嘉比 7 8 番 2	85.4	6.0	
1 6 0 4	真嘉比 12 号	字真嘉比 3 4 2 番 1 0～ 字真嘉比 3 4 2 番 1 2	30.9	4.0	
1 6 0 5	真嘉比 13 号	字真嘉比 3 2 8 番 4～ 字真嘉比 3 4 1 番 4	75.6	4.0	
1 6 1 6	真嘉比 24 号	字真嘉比 7 番 2～ 字真嘉比 8 6 番	159.6	6.0	
1 6 1 7	真嘉比 25 号	字真嘉比 5 番～ 字真嘉比 2 番	51.0	4.0	
1 6 2 1	真嘉比 29 号	字真嘉比 4 番 1～ 字真嘉比 8 4 番 2	53.9	4.0	

1 6 3 8	真嘉比 46 号	字真嘉比 2 6 3 番 2 ~ 字真嘉比 2 7 4 番	95.5	6.0	
1 6 3 9	真嘉比 47 号	字真嘉比 2 6 8 番 ~ 字真嘉比 2 7 3 番	72.0	4.0	
1 6 4 0	真嘉比 48 号	字真嘉比 2 7 3 番 ~ 字真嘉比 2 6 9 番 2	109.0	6.0	
1 6 4 8	真嘉比 56 号	字真嘉比 6 6 番 5 ~ 字真嘉比 1 5 7 番	271.8	6.0	
1 6 5 0	真嘉比 58 号	字真嘉比 2 0 0 番 2 ~ 字真嘉比 2 0 2 番	97.3	6.0	
1 6 5 1	真嘉比 59 号	字真嘉比 6 8 番 3 ~ 字真嘉比 6 9 番 1	30.6	4.0	
1 6 6 2	真嘉比 70 号	字古島 2 8 2 番 6 ~ 字古島 2 8 0 番	66.0	4.0	
1 6 6 3	真嘉比 71 号	字古島 2 9 3 番 ~ 字松川 4 2 9 番	66.0	4.0	
1 6 6 5	真嘉比 73 号	字古島 3 0 2 番 2 ~ 字松川 4 2 6 番	165.0	6.0	
1 6 6 6	真嘉比 74 号	字古島 3 6 4 番 2 ~ 字古島 3 6 5 番	15.6	4.0	
1 6 6 7	真嘉比 75 号	字古島 4 0 1 番 3 ~ 字古島 3 9 2 番 2	171.0	4.0 ~ 6.1	
4	真嘉比山川線	松島 2 丁目 1 番 1 ~ 字古島 5 1 6 番	222.8	12.0	

供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
3 3	寄宮中央線	寄宮 1 丁目 2 3 2 番 3 ~ 寄宮 1 丁目 2 3 4 番 5	平成 2 1 年 3 月 3 1 日
1 6 4 5	真嘉比 53 号	字真嘉比 2 6 5 番 4 ~ 字真嘉比 3 5 0 番 1	平成 2 1 年 3 月 3 1 日
1 6 4 5	真嘉比 53 号	字古島 2 6 7 番 2 ~ 字古島 2 6 8 番 3	平成 2 1 年 3 月 3 1 日

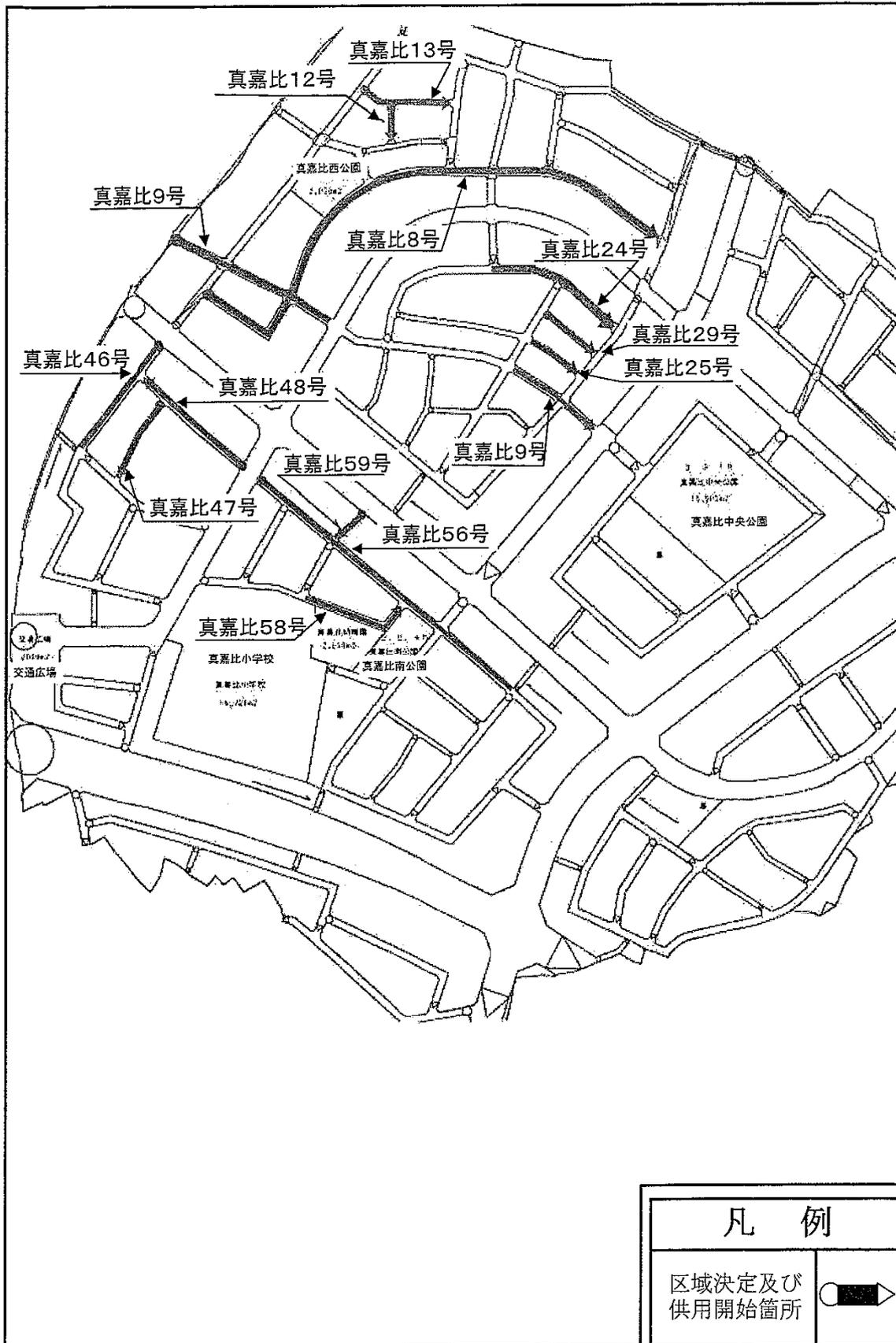
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



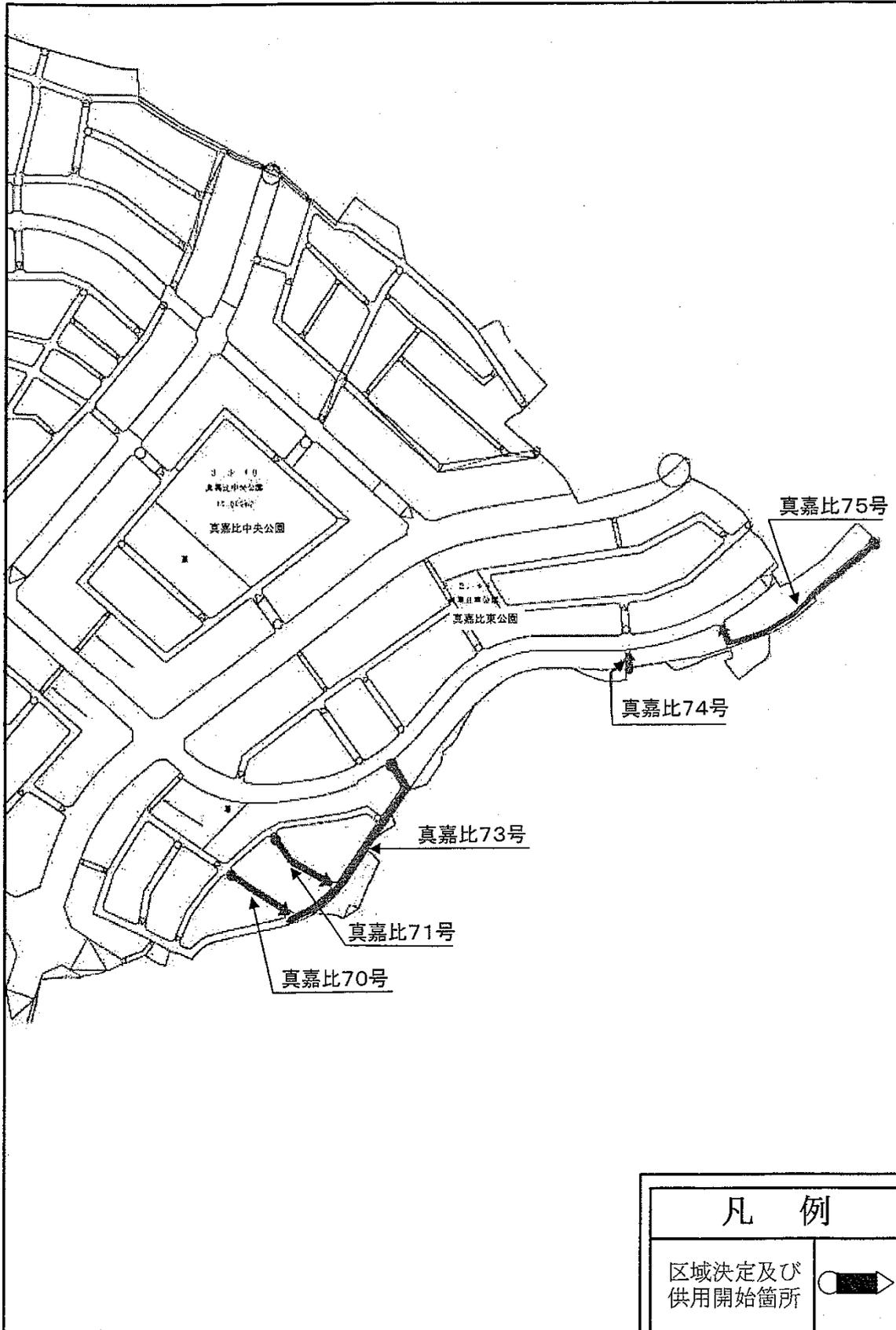
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



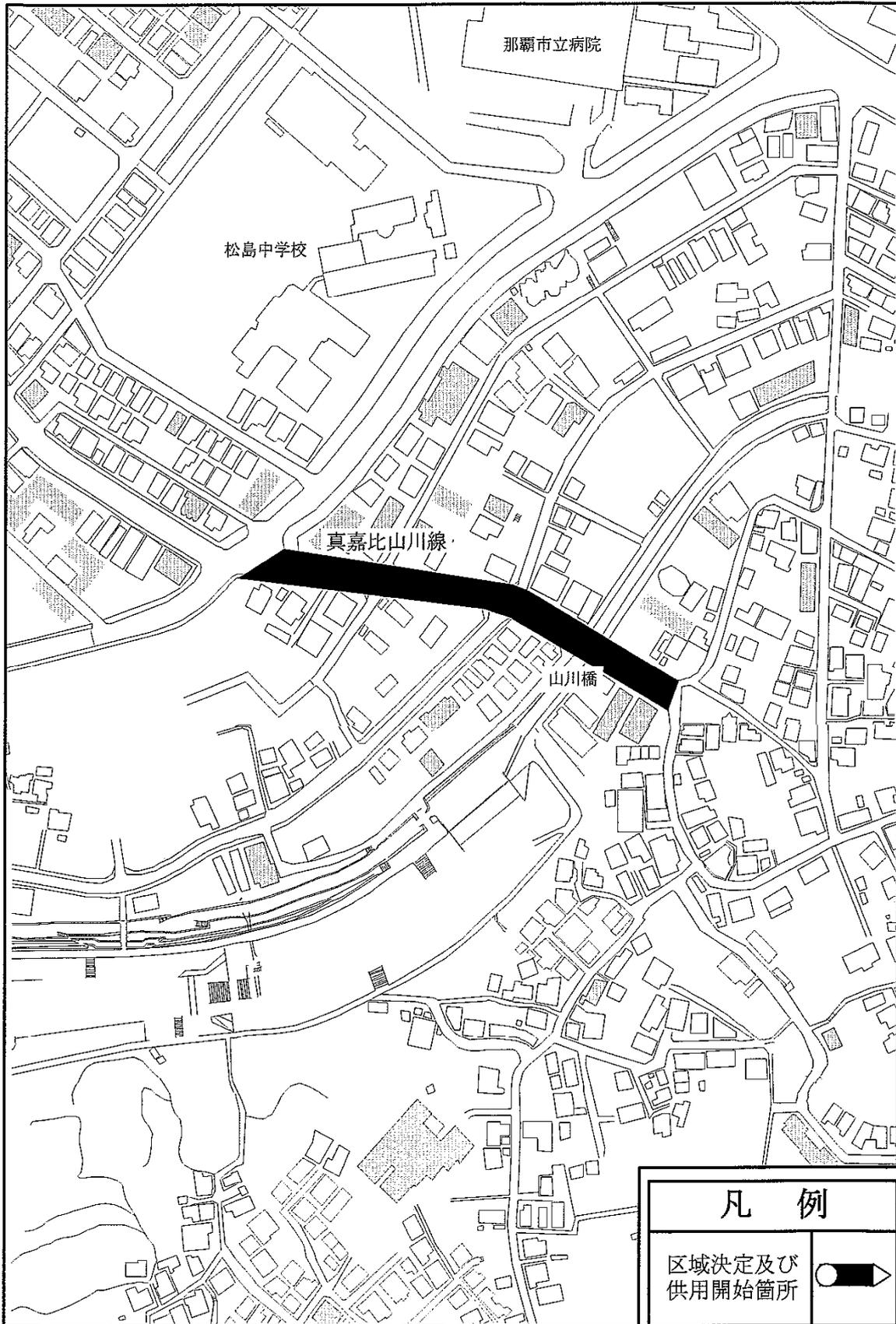
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



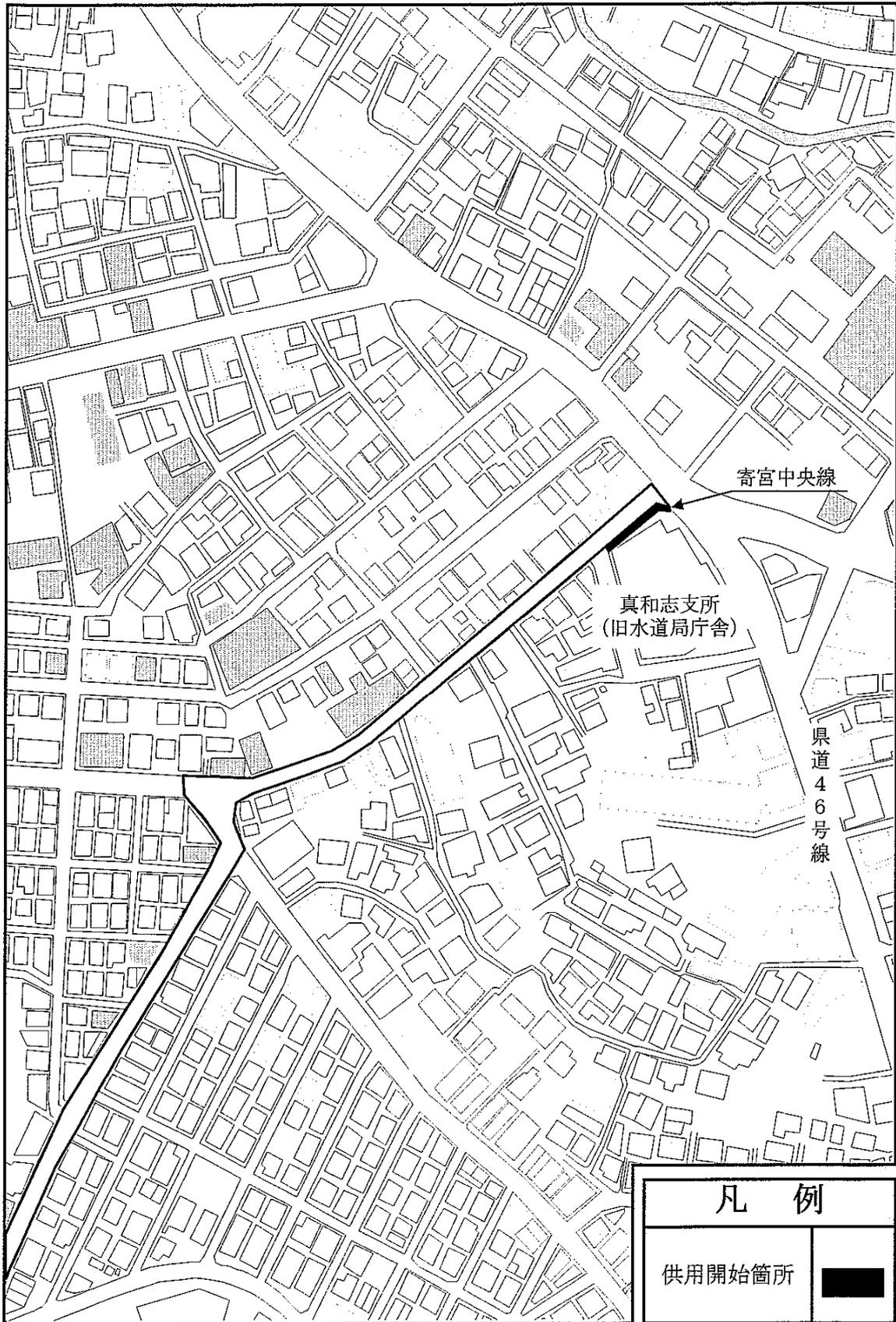
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



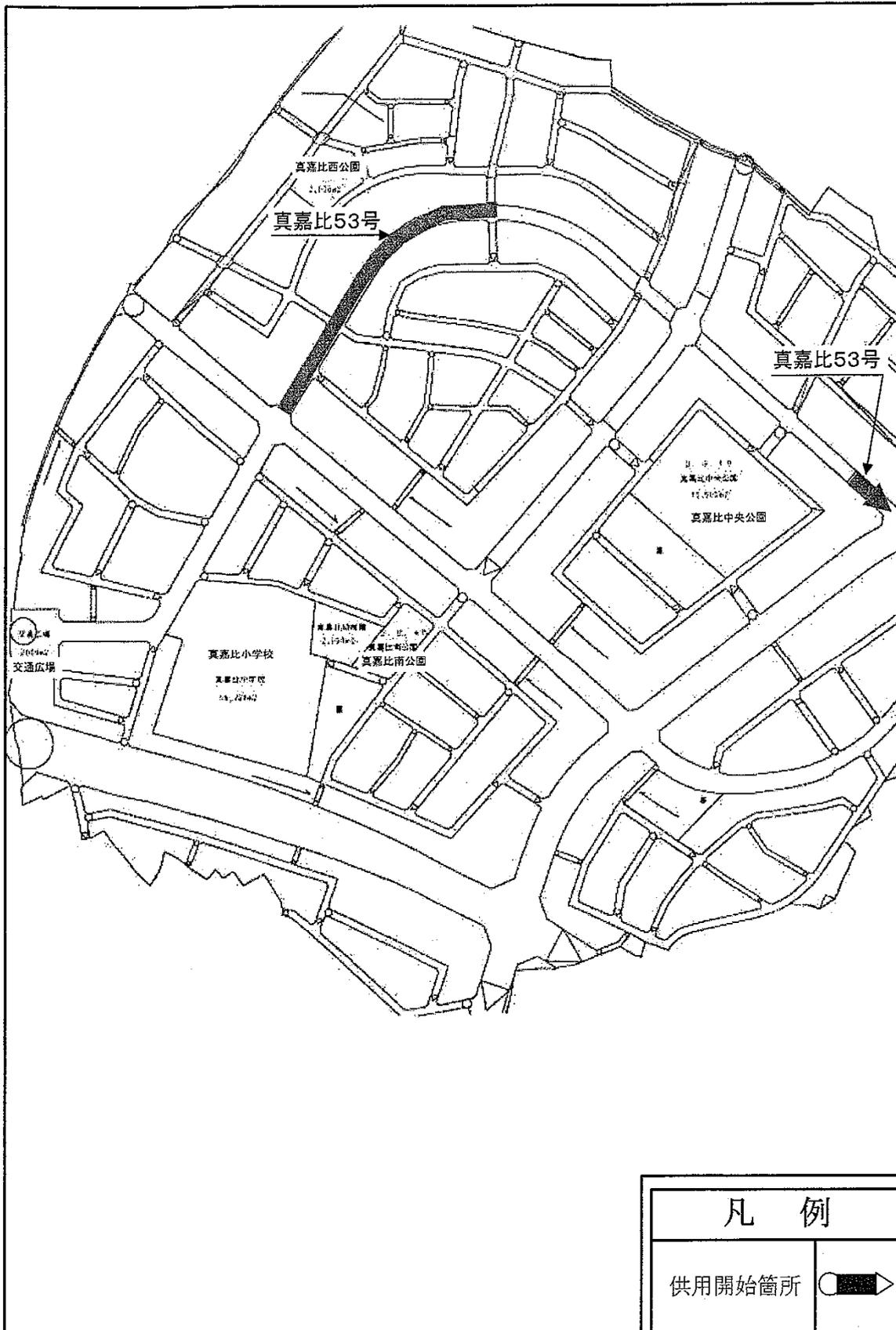
市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 2 4 号
平成 2 1 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館の観覧料等の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館観光券観覧料収納事務委託
- 2 受託者の住所 那覇市松尾 1 - 1 - 2
- 3 受託者の名称 株式会社流通アシスト
代表者 長 嶺 良 三
- 4 委託期間 平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 2 5 号
平成 2 1 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館の観覧料等の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館観光券観覧料収納事務委託
- 2 受託者の住所 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4
- 3 受託者の名称 社団法人那覇市観光協会
会長 米 村 幸 政
- 4 委託期間 平成 2 1 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那 覇 市 告 示 第 2 6 号

平 成 2 1 年 4 月 1 日

掲 示 済

那 覇 市 役 所 本 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 徴 収 事 務 委 託 に つ い て

那 覇 市 役 所 本 庁 舎 駐 車 場 使 用 料 の 徴 収 事 務 に つ い て、 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 5 8 条 第 2 項 及 び 那 覇 市 会 計 規 則 第 3 4 条 第 2 項 に よ り 告 示 す る。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 徴収事務の名称 | 本庁舎駐車場使用料の徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市首里末吉町4丁目6番地6 |
| 3 受託者の名称 | 社団法人那覇市シルバー人材センター |
| 4 委託期間 | 平成21年4月1日から平成21年9月30日まで |

公 告

那 覇 市 公 告 第 2 6 6 号

平 成 2 1 年 3 月 2 4 日

掲 示 済

那 覇 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て

都 市 計 画 法 (昭 和 4 3 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 6 3 条 第 2 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 法 第 6 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 図 書 の 写 し 等 の 送 付 を 受 け た の で、 同 法 第 6 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 公 衆 の 縦 覧 に 供 す る。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 都市計画事業の種類及び名称 | |
| (1) 種類 | 那覇広域都市計画道路事業 |
| (2) 名称 | 3・5・那15号 牧志壺屋線 |
| 2 施行者の名称 | 那 覇 市 |

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成21年3月24日～平成23年3月31日

那覇市公告第268号

平成21年3月26日

掲 示 済

平成20年度、道路位置指定 (変更・一部廃止) について

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第10条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度、道路位置指定 (変更・一部廃止)

指定年月日	位置指定番号	道路位置指定の地名・地番	道路幅員(m)	延長(m)	内容
平成21年 1月28日	9	那覇市識名1-1030-8 番地	4.23m	1.99m	位置指定
平成21年 2月3日	10	那覇市字仲井真伊地原 209-4 外5筆	4.60m	48.00m	位置指定
平成21年 3月9日	11	那覇市首里大名町1丁目 27番1	4.00m	3.50m	位置指定

那覇市公告第269号

平成21年3月27日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定

に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那6号 新都心公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成3年2月15日から平成23年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第270号
平成21年3月27日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 那3号 天久緑地
- 2 施行者の名称
那覇市

- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成4年10月2日から平成23年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第271号
平成21年3月27日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
(2) 名称 3・3・那15号 真嘉比中央公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成16年11月30日から平成23年3月31日まで

6 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課

(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那 覇 市 公 告 第 3 号

平成 2 1 年 4 月 3 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	新都心公園
公園の位置	那覇市おもろまち2丁目4番1
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成21年4月10日

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 1 号

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

施 行 済

那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会図書室規程の一部を改正する訓令

那覇市議会図書室規程(昭和49年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市議会に地方自治法(昭和22年法律第67号、<u>以下「法」という。</u>)第100条第17項の規定により那覇市議会図書室(以下「図書室」という。)を設ける。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 図書室は、次の刊行物等を収集保管し、議員の調査研究に資することをもって目的とする。</p> <p>(1) 法第100条第15項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物</p> <p>(2) 法第100条第16項の規定により送付を受けた県公報その他県の刊行物</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 那覇市議会に地方自治法(昭和22年法律第67号、<u>以下「法」という。</u>)第100条第18項の規定により那覇市議会図書室(以下「図書室」という。)を設ける。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 法第100条第16項の規定により送付を受けた官報その他政府刊行物</p> <p>(2) 法第100条第17項の規定により送付を受けた県公報その他県の刊行物</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市議会訓令第 2 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日
施 行 済

那覇市議会事務局処務規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会事務局処務規程の全部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程（昭和49年那覇市議会訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、那覇市議会事務局設置条例（昭和47年那覇市条例第84号）第2条の規定により、那覇市議会事務局（以下「事務局」という。）の組織、事務の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務局に次の課を置く。

庶務課

議事管理課

議事調査課

（職制）

第3条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び次長、課に課長、主任主事及び主事を置く。

2 必要があるときは、課に副参事、主幹及び主査を置くことができる。

（職務権限）

第4条 局長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 副参事、主幹及び主査は、課の事務のうち特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（職務代理）

第5条 局長に事故があるとき、又は欠けたときは次長が、局長及び次長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、主務の課長がその職務を代理する。

2 課長に事故があるときは、職務によりあらかじめ課長が定めた副参事、主幹又は主査がその職務を代理する。

（事務分掌）

第6条 各課の分掌事務は、概ね次のとおりとする。

庶務課

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 予算、決算及び経理に関すること。
- (3) 議員の身分及び議員報酬、費用弁償、共済等に関すること。
- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。

- (5) 儀式、ほう賞、交際及び渉外に関する事。
- (6) 議事堂の管理に関する事。
- (7) 物品の出納保管に関する事。
- (8) 自動車の運行管理に関する事。
- (9) 議長会及び局長会に関する事。
- (10) 議会史編さんに関する事。
- (11) 各派代表者会議に関する事。
- (12) 他課の所管に属しない事。

議事管理課

- (1) 本会議、委員会、公聴会及び正副委員長会議に関する事。
- (2) 議案、請願、陳情及び意見書等の取扱いに関する事。
- (3) 議会において行う選挙に関する事。
- (4) 条例、規則、規程等の制定、改廃に関する事。
- (5) 会議録、委員会記録に関する事。
- (6) 議会先例に関する事。
- (7) 事務局内の各種研究会に関する事。

議事調査課

- (1) 市政一般及び諸法規の調査、研究に関する事。
- (2) 議会及び委員会等の特命調査に関する事。
- (3) 調査資料の収集、整理、作成及び保管に関する事。
- (4) 各種の照会に対する調査及び回答に関する事。
- (5) 行政視察の受入れに関する事。
- (6) 議会の広報に関する事。
- (7) 議会図書室に関する事。

2 局長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の事務について臨時に分掌させ、又は、特に命じてその事務を処理させることができる。

3 各課において、別途、業務分担表及び事業計画表を毎年度作成する。

(グループ制)

第7条 事務局に次のグループを置く。

- (1) 庶務グループ
- (2) 総務委員会グループ
- (3) 建設委員会グループ
- (4) 教育福祉委員会グループ

(5) 厚生経済委員会グループ

- 2 グループにグループリーダーを置く。
- 3 グループの構成員及びグループリーダーは、局長が指名する。
- 4 グループリーダーは、グループの業務に従事する職員を指揮監督する。

(グループの業務)

第8条 各グループの業務は概ね次のとおりとし、疑義を生じたときは各グループリーダーで協議し決定する。

庶務グループ

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 予算、決算及び経理に関すること。
- (3) 議員の身分及び報酬、費用弁償、共済等に関すること。
- (4) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- (5) 儀式、ほう賞、交際及び渉外に関すること。
- (6) 議事堂の管理に関すること。
- (7) 物品の出納保管に関すること。
- (8) 自動車の運行管理に関すること。
- (9) 各派代表者会議に関すること。

総務委員会グループ、建設委員会グループ、教育福祉グループ及び厚生経済グループ (共通)

- (1) 本会議、常任委員会及び特別委員会に関すること。
- (2) 意見書、決議等の文案作成、要請行動等に関すること。
- (3) 発言通告書の作成等に関すること。
- (4) 議員の要求又は独自収集による資料作成に関すること。
- (5) 各種の照会に対する調査及び回答に関すること。
- (6) 行政視察の受入れに関すること。

総務委員会グループ

- (1) 議会運営委員会及び正副委員長会議に関すること。
- (2) 市政概要に関すること。

建設委員会グループ

- (1) 請願・陳情の取扱いに関すること。
- (2) 市議会ホームページの管理に関すること。

教育福祉委員会グループ

- (1) 議案等の取扱いに関すること。
- (2) 新規・主要業務調査資料に関すること。

厚生経済委員会グループ

- (1) 本会議配布資料に関する事。
- (2) 決算審査資料に関する事。

(局長専決事項)

第9条 局長専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、この限りでない。

- (1) 所属職員の身分調査に関する事。
- (2) 所属職員の配置及び事務分掌に関する事。
- (3) 次長の休暇等に関する事。
- (4) 次長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (5) 次長の出張命令に関する事。
- (6) 次長の職務専念義務の免除に関する事。
- (7) 議会刊行物の発行に関する事。
- (8) 1,000万円以上1,500万円未満の委託契約に関する事。
- (9) 公文書の公開又は非公開に関する事。
- (10) 公文書の公開に係る決定期間の延長に関する事。
- (11) 10万円以上の交際費に関する事。
- (12) 100万円未満の予備費の充用に関する事。
- (13) 300万円以上500万円未満の予算の流用に関する事。
- (14) 500万円以上1,500万円未満の物品購入の契約に関する事。

(次長専決事項)

第10条 次長専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の休暇等に関する事。
- (2) 課長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (3) 課長の出張命令に関する事。
- (4) 課長の職務専念義務の免除に関する事。
- (5) 500万円以上1,000万円未満の委託契約に関する事。
- (6) 300万円未満の予算の流用に関する事。
- (7) 100万円以上500万円未満の物品購入の契約に関する事。

(課長専決事項)

第11条 課長専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の休暇等に関する事。
- (2) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

- (3) 所属職員の出張命令に関する事
- (4) 所掌事務の実施に関する事。
- (5) 文書の收受、発送及び編集簿冊の保存に関する事。
- (6) 保存文書の廃棄処分に関する事。
- (7) 議会委員会室等の使用許可に関する事。
- (8) 軽易な報告、照会及び回答に関する事。
- (9) 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に関する事。
- (10) 歳入歳出外現金の収支命令に関する事。
- (11) 食糧費に関する事。
- (12) 支出負担行為及び支出命令に関する事。
- (13) 500万円未満の委託契約に関する事。
- (14) 10万円未満の交際費に関する事。
- (15) 100万円未満の物品購入の契約に関する事。
- (16) その他軽易な所掌事務の処理に関する事。

（グループリーダーへの専決権の委譲）

第12条 課長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、局長の承認を得て、課長の専決事項について、グループリーダーに専決権を委譲することができる。

（準用）

第13条 この規程及び別に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、市長事務局の例による。

2 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件及び職員の任免、分限・懲戒、服務その他身分取扱いについては、市長事務局の職員の例による。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市議会訓令第 3 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日
施 行 済

那覇市議会だより発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

なは市議会だより発行規程の一部を改正する訓令

なは市議会だより発行規程 (昭和52年那覇市議会訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 1 条～第 3 条 [略] <u>(所管)</u> 第 4 条 市議会だよりの発行は調査課が行う。 <u>2 各課は市議会だよりに関する資料を調査課</u> <u>に提供するものとする</u> 第 5 条 [略]	第 1 条～第 3 条 [略] 第 4 条 [略]
備 考 第 4 条を削り、第 5 条を繰り上げる。	

付 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市議会訓令第 4 号
平成 2 1 年 3 月 3 1 日
施 行 済

那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 安慶田 光男

那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令

那覇市議会公印規程（昭和49年那覇市議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第 1 別記] [別表第 2 別記]	[別表第 1 別記] [別表第 2 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

[改正前 別記]

別表第 1

名称	様式 別掲	寸法	書体	使用区分	管守者	個数
[略]						
議事課長印	[略]			議事課長名をもってする 文書	[略]	
調査課長印				調査課長名をもってする 文書		

[改正後 別記]

別表第 1

名称	様式 別掲	寸法	書体	使用区分	管守者	個数
[略]						
議事管理課 長印	[略]			議事管理課長名をもって する文書	[略]	
議事調査課 長印				議事調査課長名をもって する文書		

[改正前 別記]
別表第2

い〜り [略]

議 事 課
長 印

調 査 課
長 印

ぬ

る

[改正後 別記]
別表第2

い〜り [略]

議 事 <u>管 理</u>
課 長 印

<u>議 事</u> 調 査
課 長 印

ぬ

る

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p> <p>企画経営課</p> <p>企画調整係</p> <p>電算係</p> <p><u>財政課</u></p> <p><u>財政係</u></p> <p>[略]</p> <p>配水課</p> <p>配水係</p> <p>機電係</p> <p><u>水質係</u></p> <p>[略]</p> <p>下水道課</p> <p>管理係</p> <p>計画係</p> <p>工事第一係</p> <p>工事第二係</p> <p><u>工事第三係</u></p> <p>契約検査課</p> <p><u>契約係</u></p> <p><u>検査係</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p> <p>企画経営課</p> <p>企画調整係</p> <p><u>財政係</u></p> <p>電算係</p> <p>[略]</p> <p>配水課</p> <p>配水係</p> <p>機電係</p> <p>[略]</p> <p>下水道課</p> <p>管理係</p> <p>計画係</p> <p>工事第一係</p> <p>工事第二係</p> <p>契約検査課</p> <p><u>契約検査係</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p>[略]</p>

企画経営課

- (1)～(7) [略]
(8) 電子計算業務に関すること。
(9) 料金制度に関すること。

財政課

- (1) 財政計画の策定に関すること。
(2) 予算編成及び執行管理に関すること。
(3) 企業債に関すること。
(4) 決算の調製及び業務状況の公表に関すること。
(5) 経営の分析に関すること。
(6) 会計伝票、証ひょう及び添付書類の審査、保管に関すること。
(7) 現金、有価証券及び貯蔵品の出納保管に関すること。
(8) 一時借入金、資金計画及び資金の運用に関すること。

企画経営課

- (1)～(7) [略]
(8) 料金制度に関すること。
(9) 財政計画の策定に関すること。
(10) 予算編成及び執行管理に関すること。
(11) 企業債に関すること。
(12) 決算の調製及び業務状況の公表に関すること。
(13) 経営の分析に関すること。
(14) 会計伝票、証ひょう及び添付書類の審査、保管に関すること。
(15) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
(16) 一時借入金、資金計画及び資金の運用に関すること。
(17) 出納金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
(18) 消費税に関すること。
(19) 電子計算業務に関すること。

(9) 出納金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

(10) 消費税に関すること。

料金課

(1) 水道料金に関すること。

ア～カ [略]

キ 水道料金の臨時検針に伴う精算事務に関すること。

ク～サ [略]

(2) 下水道使用料に関すること。

ア 下水道使用量の計量に関すること。

イ 下水道使用量の認定に関すること。

ウ 下水道使用量及び用途の認定に関すること。

エ～キ [略]

(3) 再生水料金に関すること。

ア～ウ [略]

エ 再生水料金の認定に関すること。

オ～ク [略]

[略]

配水課

(1)～(2) [略]

(3) 電気設備の保安に関すること。

(4) 配水ポンプ場及び配水池の維持管理に関すること。

(5) 水質試験及び水質検査に関すること。

料金課

(1) [略]

ア～カ [略]

キ 水道料金の精算事務に関すること。

ク～サ [略]

(2) [略]

ア 排出汚水量の計量に関すること。

イ 下水道使用料の調定に関すること。

ウ 排出汚水量及び用途の認定に関すること。

エ～キ [略]

(3) [略]

ア～ウ [略]

エ 再生水利用水量の認定に関すること。

オ～ク [略]

ケ 再生水料金の精算事務に関すること。

コ 共同住宅における再生水計量子メーター取替え指導に関すること。

サ 共同住宅における再生水利用の改善指導に関すること。

[略]

配水課

(1)～(2) [略]

(3) [略]

<p>(6) <u>水質検査の記録、統計及び報告に関すること。</u></p> <p>(7) <u>試験用薬品の管理及び使用に関すること。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>配水ポンプ場及び配水池の維持管理に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条中料金課の項は公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 2 号

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]	別表第1(第5条関係) [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
<p>備 考</p> <p>1 別表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> <p>2 改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>3 改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。</p>	

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～ 13	[略]				
14	固定資産の廃棄に関すること。	400万円以上 800万円未満	100万円 以上400 万円未 満	100万 円未 満	
15	工事の下請負人の変更請求に関すること。	1,000万円以 上	200万円 以上 1,000万 円未満	200 万円 未 満	
16	前号の請負契約以外の契約の再委託等の承諾に関すること。	1,000万円以 上	200万円 以上 1,000万 円未満	200 万円 未 満	
17	委託業務の検査に関すること。	○	契約が 副部長 専決の もの	契約が 課長 専決の もの	

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～ 13	[略]				
14	現金支出を伴う固定資産の除却に関するこ と。	500万円以上 1,000万円未 満	150万円 以上500 万円未満	150万 円未 満	
15	固定資産の廃棄に関すること。	[略]			

16	工事の下請負人の変更請求に関する事 こと。	[略]				
17	前号の請負契約以外の契約の再委託等 の承諾に関する事 こと。	[略]				
18	委託業務の検査に関する事 こと。	[略]				
19	工事請負代金等の債権の譲渡に係る承 諾に関する事 こと。	5,000万円以 上	5,000万 円未満			
20	国・県に対する補助金等の交付申請に 関する事 こと。	500万円以上	500万円 未満			

[改正前 別記]

別表第3

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1~ 18	[略]				
19	現金支出を伴わない固定資産の除却に 関する事 こと。			○	
20	不用品の処分に関する事 こと。		100万円 以上	100 万円 未満	

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	統計年報の編集及び発行に関する事 こと。			○	

財政課に関する事項

号	事項	専決区分
---	----	------

		部長	副部長	課長	係長
1	予算の流用(次号の流用を除く。)及び予備費の充用に関すること。	100万円未満			
2	同節内における細節間の予算の流用に関すること。			○	
3	普通財産の貸付けに関すること。	重要なもの	軽易なもの		
4	現金支出を伴う固定資産の除却に関すること。	500万円以上、1,000円未満	150万円以上500万円未満	150万円未満	

料金課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	水道料金等(水道料金、下水道使用料、 <u>再生水利用料</u> 等を含む。以下同じ。)の調定に関すること。			○	
2 ~ 3	[略]				
4	水道料金等の分納に関すること。			○	
5 ~ 1 0	[略]				

[略]

工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				
2	<u>新庁舎建設の工事及び監理に関すること。</u>			○	

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	<u>国県に対する補助金等の交付申請に関すること。</u>	500万円以上	500万円		
2	公共事業施工に伴う損失補償に関すること。	○			
3	測量及び調査のための土地立ち入りに関すること。			○	

契約検査課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				
2	工事用資材購入の契約に関すること。	600万円以上 1,200万円未満	200万円以上600万円未満	200万円以上	
3 ～ 7	[略]				
8	予定価格の設定に関すること。	契約が部長専決のもの	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	
9	<u>工事請負代金債権の譲渡に係る承諾に関すること。</u>	<u>5,000万円以上</u>	<u>5,000万円未満</u>		

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～ 18	[略]				
19	<u>普通財産の貸付けに関すること。</u>	<u>重要なもの</u>	<u>軽易なもの</u>		
20	現金支出を伴わない固定資産の除却に関すること。	[略]			
21	不用品の処分に関すること。	[略]			

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分
---	----	------

		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				
2	<u>予算の流用(次号の流用を除く。)及び予備費の充用に関すること。</u>	100万円未 満			
3	<u>同節内における細節間の予算の流用に関すること。</u>			○	

料金課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	水道料金等(水道料金、下水道使用料、 <u>再生水料金及びこれらに附帯する収入金をいう。</u> 以下同じ。)の調定に関すること。	[略]			
2 ~ 3	[略]				
4	水道料金等の分納及び徴収猶予に関すること。	[略]			
5 ~ 1 0	[略]				
1 1	<u>納付義務の承継に関すること。</u>			○	
1 2	<u>履行期限の繰上げに関すること。</u>			○	
1 3	<u>水道料金等の滞納処分による差押(参加差押を含む。)又は強制執行等に関すること。</u>		50万円 以上	5 0 万円未 満 解除	
1 4	<u>下水道使用料の交付要求に関すること。</u>			○	
1 5	<u>差押財産の公売執行に関すること。</u>	○			
1 6	<u>公示送達に関すること。</u>			○	

1 7	公売執行以外の取立金、配当金等の配当及び充当に関すること。			○	
1 8	競売等の求意見書に関すること。			○	

[略]

工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	公共事業施工に伴う損失補償に関すること。	[略]			
2	測量及び調査のための土地立ち入りに関すること。	[略]			

契約検査課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				
2	工事用資材購入の契約に関すること。	600万円以上 1,200万円未満	200万円以上600万円未満	200万円未満	
3 ~ 7	[略]				
8	予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	[略]			

[略]

那覇市上下水道局規程第 3 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局公印規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局公印規程等の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局公印規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局公印規程(1967年那覇市水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)ない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第1

名称	ひな型番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
企業出納員印	10	[略]	[略]	[略]	<u>財政課長</u>	<u>財政課</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

名称	ひな型番号	寸法	書体	用途	管守者	保管場所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
企業出納員印	10	[略]	[略]	[略]	<u>企画経営課担当副参事</u>	<u>企画経営課</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局統計事務に関する規程(1967年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 [水道事業及び下水道事業共通] [略] [水道事業] <u>財政課</u> 1~2 [略] [略] [下水道事業] [略]	別表(第2条関係) [水道事業及び下水道事業共通] [略] [水道事業] <u>企画経営課</u> 1~2 [略] [略] [下水道事業] [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第3条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のよう

に改正する。

改正前	改正後
<p>(企業出納員)</p> <p>第4条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、<u>財政課長</u>、給排水設備課長、<u>財政課財政係主査</u>、<u>財政課財政係長</u>、料金課収納・整理係主査、料金課収納・整理係長、総務課管財係長、総務課管財係主査及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については総務課長、総務課管財係長、総務課管財係主査、料金課担当副参事、料金課収納・整理係主査及び料金課収納・整理係長を、<u>物品企業出員</u>については総務課長、総務課管財係長、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については<u>財政課長</u>、<u>財政課財政係主査</u>及び<u>財政課財政係長</u>をもって充てる。この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長としての物品企業出納員は、給排水設備課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。</p> <p>4 会計企業出納員が決裁する事項について<u>財政課長</u>である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、<u>財政課財政係主査</u>又は<u>財政課財政係長</u>である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について総務課長又は料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、総務課管財係長若しくは総務課管財係主査又は料金課収納・整理係主査又は料金課収納・整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納員が代決する。</p>	<p>(企業出納員)</p> <p>第4条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、<u>企画経営課担当副参事</u>、給排水設備課長、<u>企画経営課財政係主査</u>、<u>企画経営課財政係長</u>、料金課収納・整理係主査、料金課収納・整理係長、総務課管財係長、総務課管財係主査及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については総務課長、総務課管財係長、総務課管財係主査、料金課担当副参事、料金課収納・整理係主査及び料金課収納・整理係長を、<u>物品企業出納員</u>については総務課長、総務課管財係長、<u>総務課管財係主査</u>、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については<u>企画経営課担当副参事</u>、<u>企画経営課財政係主査</u>及び<u>企画経営課財政係長</u>をもって充てる。この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長としての物品企業出納員は、給排水設備課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。</p> <p>4 会計企業出納員が決裁する事項について<u>企画経営課担当副参事</u>である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、<u>企画経営課財政係主査</u>又は<u>企画経営課財政係長</u>である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について総務課長又は料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、総務課管財係長若しくは総務課管財係主査又は料金課収納・整理係主査若しくは料金課収納・整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、<u>総務課管財係長</u>又は<u>総務課管財係主査</u>である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納</p>

<p>5 [略] (検査)</p> <p>第56条 物品を購入したときは、契約検査課長は、検査の上これを受領するものとする。ただし、<u>那覇市上下水道局分課規程(1976年那覇市上下水道局規程第1号)第6条に規定する総務課の分掌事務以外のもの及びたな卸資産以外の物品については、契約検査課長以外の各課長に検査させることができる。</u> (予算の総括)</p> <p>第96条 予算の編成並びに執行に関する総括事務は、<u>財政課長</u>が行なう。 (予算要求書の提出)</p> <p>第98条 各課長は、毎年度その主管に属する翌年度の予算要求書を作成し、これに事業計画書その他の参考資料を添付して11月30日までに<u>財政課長</u>に提出しなければならない。 (予算の査定)</p> <p>第99条 <u>財政課長</u>は、前条の予算要求書等の提出を受けたときは、これを審査し、総合調整を行うものとし、審査及び総合調整において必要と認めるときは、各課長に対し、意見を求め、又は関係書類を提出させることができる。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、前項の審査の結果を管理者に提出し、1月20日までに査定を受けなければならない。</p> <p>3 <u>財政課長</u>は、前項の査定終了後直ちにその結果を各課長に通知しなければならない。 (予算の執行)</p> <p>第101条 [略]</p> <p>2 予算の執行をしようとするときは、各課長は、<u>財政課長</u>を経て管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>3 [略] (予算の流用及び予備費の充用)</p> <p>第101条の2 予算の流用を必要とする場合、各課長はその科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した流用何書により、<u>財政課長</u>を経て管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、流用後の予算額について、前項</p>	<p>員が代決する。</p> <p>5 [略] (検査)</p> <p>第56条 物品を購入したときは、契約検査課長は、検査の上これを受領するものとする。ただし、<u>那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第6条に規定する総務課の分掌事務以外のもの及びたな卸資産以外の物品については、契約検査課長以外の各課長に検査させることができる。</u> (予算の総括)</p> <p>第96条 予算の編成並びに執行に関する総括事務は、<u>企画経営課長</u>が行なう。 (予算要求書の提出)</p> <p>第98条 各課長は、毎年度その主管に属する翌年度の予算要求書を作成し、これに事業計画書その他の参考資料を添付して11月30日までに<u>企画経営課長</u>に提出しなければならない。 (予算の査定)</p> <p>第99条 <u>企画経営課長</u>は、前条の予算要求書等の提出を受けたときは、これを審査し、総合調整を行うものとし、審査及び総合調整において必要と認めるときは、各課長に対し、意見を求め、又は関係書類を提出させることができる。</p> <p>2 <u>企画経営課長</u>は、前項の審査の結果を管理者に提出し、1月20日までに査定を受けなければならない。</p> <p>3 <u>企画経営課長</u>は、前項の査定終了後直ちにその結果を各課長に通知しなければならない。 (予算の執行)</p> <p>第101条 [略]</p> <p>2 予算の執行をしようとするときは、各課長は、<u>企画経営課長</u>を経て管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>3 [略] (予算の流用及び予備費の充用)</p> <p>第101条の2 予算の流用を必要とする場合、各課長はその科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した流用何書により、<u>企画経営課長</u>を経て管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 <u>企画経営課長</u>は、流用後の予算額について、</p>
--	---

<p>の決裁後直ちに各課長に通知しなければならない。</p> <p>3 [略] (資金予算表)</p> <p>第103条 <u>財政課長</u>は、各課の予算執行に関する報告に基づいて月次の収支見込みを考慮し、毎月資金予算表を作成して、翌月15日までに管理者に提出しなければならない。 (予算の繰越し)</p> <p>第104条 各課長は、予算に定める建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったもので翌年度に繰り越して使用する経費の金額については、その事項ごとにその理由を明らかにして繰越説明書を作成し、3月10日までに<u>財政課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>財政課長</u>は、繰越説明書の提出があったときは、繰越計算書を作成し、翌年度5月10日までに管理者に提出しなければならない。</p> <p>3~4 [略] (弾力条項による経費の使用)</p> <p>第105条 <u>財政課長</u>は、法第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、経費の名称、金額及び使用しようとする事由を記載した文書により管理者の決裁を受けなければならない。 (予算超過の支出)</p> <p>第105条の2 <u>財政課長</u>は、現金支出を伴わない経費について、予算額を超えて支出する必要がある場合は、前条の規定に準じて管理者の決裁を受けなければならない。 (月次決算)</p> <p>第109条 <u>財政課長</u>は、月次決算として毎月末日現在の月次試算表を作成して翌月15日までに管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 [略] (年度末決算)</p> <p>第110条 <u>財政課長</u>は、年度末決算として、毎年度末現在の決算書を作成し、当該年度事業報告書、その他必要な書類を添付して指定の期</p>	<p>前項の決裁後直ちに各課長に通知しなければならない。</p> <p>3 [略] (資金予算表)</p> <p>第103条 <u>企画経営課長</u>は、各課の予算執行に関する報告に基づいて月次の収支見込みを考慮し、毎月資金予算表を作成して、翌月15日までに管理者に提出しなければならない。 (予算の繰越し)</p> <p>第104条 各課長は、予算に定める建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったもので翌年度に繰り越して使用する経費の金額については、その事項ごとにその理由を明らかにして繰越説明書を作成し、3月10日までに<u>企画経営課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>企画経営課長</u>は、繰越説明書の提出があったときは、繰越計算書を作成し、翌年度5月10日までに管理者に提出しなければならない。</p> <p>3~4 [略] (弾力条項による経費の使用)</p> <p>第105条 <u>企画経営課長</u>は、法第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、経費の名称、金額及び使用しようとする事由を記載した文書により管理者の決裁を受けなければならない。 (予算超過の支出)</p> <p>第105条の2 <u>企画経営課長</u>は、現金支出を伴わない経費について、予算額を超えて支出する必要がある場合は、前条の規定に準じて管理者の決裁を受けなければならない。 (月次決算)</p> <p>第109条 <u>企画経営課長</u>は、月次決算として毎月末日現在の月次試算表を作成して翌月15日までに管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 [略] (年度末決算)</p> <p>第110条 <u>企画経営課長</u>は、年度末決算として、毎年度末現在の決算書を作成し、当該年度事業報告書、その他必要な書類を添付して指定の期</p>
--	--

<p>日までに管理者に提出しなければならない。 この場合において決算整理として次の各号に掲げる手続を経なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 各課長は、<u>財政課長</u>の要求があったときは、決算の作成に必要な資料をその指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>日までに管理者に提出しなければならない。この場合において決算整理として次の各号に掲げる手続を経なければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 各課長は、<u>企画経営課長</u>の要求があったときは、決算の作成に必要な資料をその指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
--	---

<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>
--

(那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程(昭和52年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。</p> <p>上下水道部長、管理課を担当する上下水道部副部長、総務課長、<u>企画経営課長</u>、<u>財政課長</u>、<u>料金課長</u>、<u>管理課長</u>、<u>配水課長</u>、<u>工務課長</u>、<u>契約検査課長</u>、<u>給排水設備課長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。</p> <p>上下水道部長、管理課を担当する上下水道部副部長、総務課長、<u>企画経営課長</u>、<u>料金課長</u>、<u>管理課長</u>、<u>配水課長</u>、<u>工務課長</u>、<u>契約検査課長</u>、<u>給排水設備課長</u></p>

<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p>
--

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 4 号

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局企業職員就業規程及び那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、1週間につき <u>40 時間</u>とし、その割振りは月曜日から金曜日までそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次項に規定する休憩時間を除く。</p> <p>2 休憩時間は、<u>午後0時15分</u>から午後1時までとする。</p> <p>[別表第3 有給の休暇 別記]</p>	<p>(勤務時間及び休憩時間)</p> <p>第3条 職員の勤務時間は、1週間につき <u>38 時間 45 分</u>とし、その割振りは月曜日から金曜日までそれぞれ午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次項に規定する休憩時間を除く。</p> <p>2 休憩時間は、<u>午後0時</u>から午後1時までとする。</p> <p>[別表第3 有給の休暇 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

[改正前 別記]

別表第3 有給の休暇

号	休暇を受ける場合	期間
1～9 [略]		
10	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認められる期間
11～26 [略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3 有給の休暇

号	休暇を受ける場合	期間
1～9 [略]		
10	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認められる期間

11～26 [略]

備考 [略]

(那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第 2 条 那覇市上下水道局の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(1969年那覇市水道局規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金課及び管理課に勤務する職員で所属長の指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで	11時から15時までの間で所属長の定める45分は休憩時間とする。
料金課に勤務する職員のうち滞納整理に従事する職員で所属長の指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	必要に応じ所属長が指定した月3日以内の日 10時30分から19時15分まで	11時から15時までの間で所属長の定める45分は休憩時間とする。

[改正後 別記]

別表(第 2 条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
料金課及び管理課に勤務する職員で所属長の指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで	11時から15時までの間で所属長の定める1時間は休憩時間とする。
料金課に勤務する職員のうち滞納整理に従事する職員で所属長の指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	必要に応じ所属長が指定した月3日以内の日 10時30分から19時15分まで	11時から15時までの間で所属長の定める1時間は休憩時間とする。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表第 3 の改正規定は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 5 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬) 第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 374 円以内の額を加えた <u>もの</u> とする。 [表 別記]	(報酬) 第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 374 円以内の額を加えた <u>額</u> とする。 [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]

第 2 条の表

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 <u>910</u>
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 <u>815</u>
料金課	窓口担当員	日額 <u>5,460</u>
料金課	滞納整理員	日額 <u>5,460</u>
管理課	マッピングシステム入力員	日額 <u>5,460</u>
配水課	水質検査担当員	時間額 <u>910</u>
給排水設備課	下水道接続指導員	時間額 <u>910</u>
給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日額 <u>5,460</u>

[改正後 別記]

第 2 条の表

所属	労務の区分	報酬の額(円)
総務課	施設維持管理員(庁舎内施設の維持管理)	時間額 <u>920</u>
総務課	施設維持管理員(庁舎外施設及び植栽等の維持管理)	時間額 <u>824</u>
料金課	窓口担当員	日額 <u>5,510</u>
料金課	滞納整理員	時間額 <u>920</u>
料金課	下水道使用料算定員	日額 <u>5,510</u>
管理課	マッピングシステム入力員	日額 <u>5,510</u>
配水課	水質検査担当員	時間額 <u>920</u>
給排水設備課	下水道接続指導員	時間額 <u>920</u>
給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日額 <u>5,510</u>

那覇市上下水道局規程第 6 号

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員の特殊勤務手当支給規程(1967年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表(第2条関係)		
手当の種類	支給額	手当を受ける者	手当の種類	支給額	手当を受ける者
危険手当	日額 90円	水質の試験に従事した職員			
精算徴収手当	1件につき30円	臨時検針に伴う水道料金の精算徴収事務に従事した職員			
閉栓手当	1件につき250円	停水処分による閉栓作業に従事した職員			
現場作業手当	日額 65円	技術職員で専ら給配水管維持管理及び漏水防止の現場作業に従事した職員			
高圧電抜高気取当	【略】	【略】	高圧電抜高気取当	【略】	【略】
業務手当	日額 100円	水道料金の滞納、調定等の調査又は異議申立てに対する説明の業務に従事した職員			
	日額 150円	専ら料金徴収業務に従事した職員			

特 殊 現 場 作 業 手 当	【略】	【略】
危 険 物 等 取 扱 作 業 手 当	【略】	【略】
災 害 応 急 作 業 等 手 当	【略】	【略】
備考(災害応急作業等手当関係) 1~2 【略】		

特 殊 現 場 作 業 手 当	【略】	【略】
危 険 物 等 取 扱 作 業 手 当	【略】	【略】
災 害 応 急 作 業 等 手 当	【略】	【略】
特 殊 滞 納 整 理 手 当	1 件につき 300 円	下 水 道 使 用 料 の 滞 納 に よ る 差 押 え 業 務 に 従 事 し た 職 員
備考(災害応急作業等手当関係) 1~2 【略】		

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 7 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程(昭和61年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事打合せに関する記録)</p> <p>第 14 条 主任現場監督員及び現場監督員は、請負者に対し重要な指示を与え若しくは請負者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を<u>工事打合せに関する記録</u>(第 1 号様式)に記入しておかなければならない。</p> <p>[第 1 号様式 別記]</p>	<p>(工事打合せに関する記録)</p> <p>第 14 条 主任現場監督員及び現場監督員は、請負者に対し重要な指示を与え若しくは請負者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を<u>工事打合せ簿</u>(第 1 号様式)に記入しておかなければならない。</p> <p>[第 1 号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正前の欄中の[第 1 様式 別記](以下「改正第 1 号様式」という。)に対応する改正後の欄中の[第 1 様式 別記](以下「改正後第 1 号様式」という。)については、当該改正第 1 号様式の全部を当該改正後第 1 号様式に改める。</p>	

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]
第1号様式

工 事 打 合 せ に 関 す る 記 録

工事名	課 長	主任現場 監 督 員	現 場 監 督 員	請負者
年 月 日 時 分 時 分				
場 所				
主 催	出席者			
議 題				
議 事				

[改正後 別記]

第1号様式(第14条関係)

工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	○ 発注者 ○ 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	○ 指示 ○ 協議 ○ 通知 ○ 承諾 ○ 提出 ○ 届出 ○ その他 ()		
工 事 名			
(内容)			
添付図 枚、その他添付図書			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について ○ 指示・○ 承諾・○ 協議・○ 通知・ ○ 受理します。 ○ その他 () 平成 年 月 日	
	受注者	上記について ○ 了解・○ 協議・○ 提出・○ 報告・ ○ 届出します。 ○ その他 () 平成 年 月 日	

課 長	副 参 事	主 幹	主任現場	現 場

現 場	主任(監理)技 術 者

※決裁者は内容に応じ、主管課で判断する。

那覇市上下水道局規程第 8 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局職員職名規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局職員職名規程 (1970 年那覇市水道局規程第 6 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職名) 第 2 条 職員の職名は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 技術職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 主幹 係長 技査 主任技師 技師 <u>技工長</u> 技 工 2 [略]	(職名) 第 2 条 [略] (1) [略] (2) 技術職員 部長 参事監 副部長 参事 課長 担当副参事 副参事 主幹 係長 技査 主任技師 技師 <u>主任技工</u> 技工 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正後部分」という。) がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第9号
平成21年3月31日
公 布 済

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局徴収事務委託規程(平成16年那覇市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第26条の4の規定に基づき、那覇市水道事業及び下水道事業に係る公金の徴収並びに収納事務(以下「徴収事務等」という。)を私人(<u>法人格を有しないものを除く。以下同じ。</u>)に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第26条の4の規定に基づき、那覇市水道事業及び下水道事業に係る公金の徴収並びに収納事務(以下「徴収事務等」という。)を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[第1号様式 別記] [第2号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)ない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

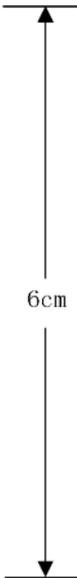
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

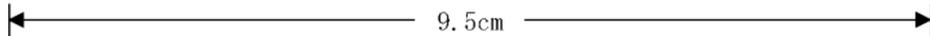
第1号様式

表

(写真)	<p style="text-align: center;">徴収事務等従事者証(徴収事務・計量事務)</p> <p>No. _____ 氏名 _____ 年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、那覇市水道局徴収事務等受託者</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">会社名 _____</p> <p style="text-align: center;">が選任した徴収事務等従事者であることを証明する。</p> <p>有効期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">那覇市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">上下水道局長 印</p>
------	---



6cm



9.5cm

裏

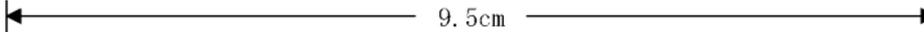
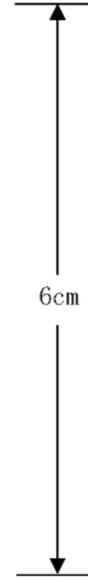
<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、那覇市上下水道局徴収事務等受託者としての身分を証明するものであるから、常に携帯し、水道使用者等から請求があったときは、直ちにこれを提示すること。 2 契約の有効期間が満了したとき又は契約が解除されたときは直ちに管理者に返納すること。 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 4 この証明書を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに管理者に届け出ること。
--

[改正後 別記]

第1号様式(第7条関係)

表

(写真)	<p style="text-align: center;">徴収事務等従事者証(徴収事務・計量事務)</p> <p>No. _____ 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、那覇市水道局徴収事務等受託者</p> <p>住所(所在地)</p> <p>氏名(名称)</p> <p>が選任した徴収事務等従事者であることを証明する。</p> <p>有効期間 年 月 日～ 年 月 日</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">那覇市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">上下水道局長 印</p>
------	---



裏

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、那覇市上下水道局徴収事務等受託者としての身分を証明するものであるから、常に携帯し、水道使用者等から請求があったときは、直ちにこれを提示すること。 2 契約の有効期間が満了したとき又は契約が解除されたときは直ちに管理者に返納すること。 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。 4 この証明書を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに管理者に届け出ること。
--

[改正前 別記]
第2号様式

水道料金等徴収報告書

引継日 徴収月 件数 件	平成		年	月	日	曜日	印	料 金 課 担当 副参事	収納係長	収納係	額収
	水道番号	円									
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
	—	—									No.
計	徴収個別件数		件								No.
合計											No.

No. _____		金額		種 類	金額	レ チ ェ ツ ク
紙	10,000		,000			
幣	5,000		,000			
	2,000		,000			
	1,000		,000			
	500		00			
	100		00			
硬	50		0			
貨	10		0			
	5					
	1					
現金合計						
備考						

那覇市上下水道局規程第10号
平成21年3月31日
公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(遅延違約金) 第38条 [略] 2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。 3～4 [略] (局の責による遅延利息) 第39条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p>	<p>(遅延違約金) 第38条 [略] 2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に<u>年3.6パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。 3～4 [略] (局の責による遅延利息) 第39条 本局が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に<u>年3.6パーセント</u>の割合を乗じて計算した額とする。</p>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 8 号

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 2 1 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	149, 000 戸
(2) 年間総配水量	39, 559, 795 m ³
(3) 一日平均配水量	108, 383 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
石嶺ポンプ場・新川配水池電気計装及び機械設備更新事業	
事業費	432, 694 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	8, 590, 991 千円
第 1 項 営業収益	8, 406, 422 千円
第 2 項 営業外収益	142, 743 千円
第 3 項 特別利益	41, 826 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	7, 997, 383 千円
第 1 項 営業費用	7, 651, 498 千円
第 2 項 営業外費用	270, 960 千円
第 3 項 特別損失	54, 925 千円
第 4 項 予備費	20, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 118, 217 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49, 477 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1, 068, 740 千円で補て

んするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	374,921 千円
第 1 項 補助金	330,000 千円
第 2 項 出資金	9,504 千円
第 3 項 固定資産売却代金	23,184 千円
第 4 項 その他資本収入	1 千円
第 5 項 他会計貸付金償還金	12,232 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,493,138 千円
第 1 項 建設改良費	1,166,633 千円
第 2 項 企業債償還金	321,504 千円
第 3 項 その他資本的支出	1 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道メーター開閉栓業務委託	平成 21 年度から平成 25 年度まで	140,004 千円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	平成 21 年度から平成 24 年度まで	37,813 千円
上水道施設監視システム保守管理業務委託	平成 21 年度から平成 24 年度まで	22,899 千円
上水道施設運転監視業務委託	平成 21 年度から平成 24 年度まで	78,918 千円
電磁流量計・水位計・テレメーター装置保守業務委託	平成 21 年度から平成 24 年度まで	16,639 千円
配水施設維持管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	4,061 千円
水質検査業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	9,195 千円
庁舎維持管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	34,823 千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	平成 22 年度那覇市水道事業会計予算において計上する額及び平成 21 年度末修繕引当金残高
電算機器等保守管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	5,202 千円
局内ネットワーク及びサーバー等の運用・保守業務委託	平成 22 年度	8,846 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,260,191 千円

(2) 交際費 256 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、39,136 千円と定める。

那覇市上下水道局告示第 4 9 号

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 2 1 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数 136,000 戸

(2) 年間総処理水量 34,957,352 m³

(3) 一日平均処理水量 95,773 m³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益 3,973,026 千円

第 1 項 営業収益 3,468,164 千円

第 2 項	営業外収益	504,861 千円
第 3 項	特別利益	1 千円
支 出		
第 1 款	下水道事業費用	3,949,779 千円
第 1 項	営業費用	3,289,017 千円
第 2 項	営業外費用	633,486 千円
第 3 項	特別損失	7,276 千円
第 4 項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 679,039 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 18,748 千円、過年度分損益勘定留保資金 659,751 千円及び当年度損益勘定留保資金 540 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資本的収入	1,684,369 千円
第 1 項	企業債	902,300 千円
第 2 項	補助金	516,000 千円
第 3 項	出資金	262,369 千円
第 4 項	その他資本収入	3,700 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	2,363,408 千円
第 1 項	建設改良費	1,176,869 千円
第 2 項	企業債償還金	1,164,306 千円
第 3 項	他会計借入金償還金	12,233 千円
第 4 項	投資	5,000 千円
第 5 項	予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
公共下水道事業の業務用自動車賃借（メンテナンスリース）	平成 22 年度から平成 26 年度まで	8,391 千円
公共下水道維持管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	66,000 千円
ポンプ場施設維持管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	11,572 千円
電算機器等保守管理業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	16,597 千円
公共柵設置工事	平成 21 年度から平成 22 年度まで	7,500 千円
再生水利用下水道事業水質検査業務委託	平成 21 年度から平成 22 年度まで	504 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 309,600	証書借入又は証券発行	年 8 % 以内	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	100,900			
下水道事業債 (特別措置分)	491,800			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

346,955 千円

那覇市上下水道局告示第 1 号

平成 2 1 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号 第 3 1 7 号
指定工事店名 株式会社 創設備
営業所所在地 嘉手納町字屋良 8 9 1 番地 1
代表者名 當山 みゆき
指定の有効期間 平成 1 8 年 4 月 1 日
平成 2 3 年 3 月 3 1 日
異動年月日 平成 1 9 年 8 月 3 日
異動事由 住所の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 6 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第27条の規定に基づき、那覇市教育委員会((以下「教育委員会」という。))が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、教育委員会の権限に属する事務(法第26条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)とする。

(点検評価委員会の知見の活用)

第3条 点検及び評価を行うに当たっては、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市教育事務点検評価委員会(以下「点検評価委員会」という。))の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の実施方法)

第4条 点検及び評価は、第2条に規定する事項のうち前年度に実施したものの中から、教育委員会が定めるものについて毎年度行うものとする。

2 点検及び評価の実施方法は、点検評価委員会の意見を聴いて教育委員会が定める。

(点検及び評価に係る会議等)

第5条 教育委員会は、那覇市教育委員会会議規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第1号)第4条の規定にかかわらず、点検及び評価に関し協議するための会議を開催することができる。

2 前項の会議には、点検評価委員会の委員その他関係職員の出席を求めることができる。

(議会報告等)

第6条 教育委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを那覇市議会に提出するとともに、公表する。

(庶務)

第7条 点検及び評価の実施に関する庶務は、総務課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第7号

平成 21 年 3 月 27 日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(専決) 第5条 教育長又は教育長が指定する職員は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(3) [略] (4) 県費負担教職員の任免(校長及び教頭の任免を除く。)及びその他の進退(分限及び懲戒を除く。)について内申すること。</p>	<p>(専決) 第5条 [略] (1)～(3) [略] (4) 県費負担教職員の任免(校長、<u>副校長</u>及び教頭の任免を除く。)及びその他の進退(分限及び懲戒を除く。)について内申すること。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 8 号
平 成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育機関 法第30条に規定する教育機関(学校を除く。)をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(部、課等の設置)</p> <p>第5条 事務局に置く部及び課(室を含む。以下同じ。)は次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(教育機関の所管)</p> <p>第8条 教育委員会の所管に属する教育機関の種類並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(附属機関)</p> <p>第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含む。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(例規審議会)</p> <p>第13条 教育委員会の所管にかかる例規</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育機関 法第30条に規定する教育機関(学校及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(部、課等の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>(教育機関の所管)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>(附属機関)</p> <p>第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含み、<u>那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)に基づき補助執行させるものを除く。</u>)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>(例規審議会)</p> <p>第13条 教育委員会の所管にかかる例規</p>

<p>の制定又は改廃に関する<u>こと並びに疑義にわたる法令の解釈適用等</u>に関し審議するため、教育委員会例規審議会を置く。</p> <p>2 [略] (局議等)</p> <p>第14条 教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため、局議その他必要な会議を置く。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第17条 教育機関に置く職は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育機関に必要なに応じて置く職は、主幹、主査、指導主事、副所長、<u>学芸員主査</u>、調理主査、主任調理員、主任運転手、主任主事、主任技師、主任公民館主事、司書、<u>主任学芸員</u>、主任栄養士、主事、技師、<u>学芸員</u>、栄養士、調理員及び運転手とする。</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>	<p>の制定、改廃等に関し審議するため、教育委員会例規審議会を置く。</p> <p>2 [略] (局議等)</p> <p>第14条 <u>教育委員会に付議すべき事案の調整及び教育長の職務の円滑かつ適正な執行を確保するため</u>、局議その他必要な会議を置く。</p> <p>(職の設置)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育機関に必要なに応じて置く職は、主幹、主査、指導主事、副所長、調理主査、主任調理員、主任運転手、主任主事、主任技師、主任公民館主事、司書、主任栄養士、主事、技師、栄養士、調理員及び運転手とする。</p> <p>[別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> <p>5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p>	

付 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

部	課
生涯学習部	[略]
	市民スポーツ課
	文化財課
	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第5条の表]

部	課
生涯学習部	[略]
	市民スポーツ課
	高校総体推進室
	文化財課
	[略]
[略]	

[改正前 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]	[略]	
図書館	[略]	
博物館		
教育研究所	[略]	
[略]	[略]	

[改正後 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]	[略]	
図書館	[略]	
教育研究所	[略]	
[略]	[略]	

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市立図書館協議会	[略]
<u>那覇市立壺屋焼物博物館協議会</u>	<u>壺屋焼物博物館</u>
那覇市就学指導委員会	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市立図書館協議会	[略]
那覇市就学指導委員会	[略]
[略]	

[改正前 別記]

[第17条の表]

教育機関の種類	職
[略]	
図書館	[略]
博物館	<u>館長</u>
	<u>学芸員</u>
教育研究所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第17条の表]

教育機関の種類	職
[略]	
図書館	[略]
教育研究所	[略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
市民スポーツ課	[略]
文化財課	[略]
[略]	

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～14 [略] 15 学校安全(スクールゾーン等を含む。)及び <u>日本体育・学校健康センター</u> に関すること。 16～17 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
市民スポーツ課	[略]
高校総体推進室	<u>全国高等学校総合体育大会に関すること。</u>
文化財課	[略]
[略]	

学校教育部に關する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～14 [略] 15 学校安全(スクールゾーン等を含む。)及び日本スポーツ振興センターに關すること。 16～17 [略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第11条關係)

教育機關の事務分掌

教育機關	分掌事務
[略]	
図書館	[略]
博物館	1 焼物及びこれに關する資料(以下「焼物等」という。)の収集、保管及び展示に關すること。 2 焼物等に關する調査及び研究に關すること。 3 焼物等に關する展覧会、講演会、講習会等の開催に關すること。 4 展示等のための施設の提供に關すること。 5 その他博物館の設置目的を達成するために必要な事業に關すること。
教育研究所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第11条關係)

教育機關の事務分掌

教育機關	分掌事務
[略]	
図書館	[略]
教育研究所	[略]
[略]	

那覇市教育委員会規則第 9 号

平 成 2 1 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補助執行)</p> <p><u>第3条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条に基づく教育委員会の職務権限のうち、別表第1及び別表第2に掲げる幼稚園に関する事務を市長の補助機関たる副市長その他の職員に補助執行させるものとする。</u></p> <p><u>2 別表第1に掲げる事務については、那覇市教育委員会局議規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)に規定する局議及び教育委員会の会議(以下「会議」という。)に付議するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する補助執行をする場合における事務の決裁については、別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定により決裁できない事務については、那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の規定を準用する。この場合において、「教育長」とあるのは「副市長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(補助執行)</p> <p><u>第3条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち別表第1の左欄に掲げる事務(以下「補助執行事務」という。)を、こどもみらい部及び市民文化部の分掌する事務を分担する副市長並びに同表右欄に掲げる職員(以下これらを「補助執行職員」という。)に補助執行させるものとする。</u></p> <p>(補助執行事務の付議等)</p> <p><u>第4条 前条の副市長は、補助執行事務のうち那覇市教育委員会教育長に対する委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号。以下「教育長委任規則」という。)第2条各号に該当するもの及び重要又は異例に属するものについては、教育委員会の会議に付議しなければならない。</u></p> <p><u>2 補助執行事務を行う部長は、前項の付</u></p>

<p>第4条 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p><u>議するものが重要な事案であるときは、事前に那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第14条に規定する局議に付議し、調整しなければならない。</u></p> <p>(補助執行事務の専決等)</p> <p><u>第5条 補助執行職員は、補助執行事務を行う場合において、所管に係る事項を専決することができる。</u></p> <p><u>2 前項の専決については、別表第2に定めるもののほか、教育長が定める決裁の手続きの例によるものとする。</u></p> <p><u>3 前条第1項の規定にかかわらず、副市長は、教育長委任規則第5条の規定を準用し、同条第1項第1号から第3号までの事項を専決することができる。この場合において、同条第2項の規定についても同様とする。</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。</p> <p>5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

会議に付議する事務

- (1) 幼稚園の教育行政の運営に関する基本方針及び基本計画を決定すること。
- (2) 幼稚園の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 幼稚園の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (4) 幼稚園に関する教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 幼稚園の予算その他議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ること。
- (6) 幼稚園の人事に関する一般方針を定めること。
- (7) 幼稚園の職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の任免、分限(心身の故障により休職する場合を除く。)及び懲戒に関すること。
- (8) 幼稚園の職員の研修についての一般方針を定めること。
- (9) 幼稚園に関する請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。
- (10) 法第27条の規定による幼稚園に関する点検及び評価に関すること。
- (11) 前各号に定めるもののほか、重要又は異例に属すると認められる事項

備考

- 1 第7号に規定する職員の任免については、副市長が専決することができるものとする。
- 2 前項の場合において、第3条第2項の規定は適用しないものとする。ただし、採用及び免職に係るものを専決したときは、これを次の会議に教育長をして報告させなければならない。

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

専決させる事務

- (1) 幼稚園の経営、教育課程及び教育内容の指導助言に関すること。
- (2) 幼稚園に係る財産(用地に関するものを除く。)の管理に関すること。
- (3) 幼稚園の職員の人事に関すること。
- (4) 幼児の入園、転園及び退園に関すること。
- (5) 幼稚園の預かり保育に関すること。
- (6) 幼稚園の組織編成及び保育内容に関すること。
- (7) 幼稚園の教材等の取扱いに関すること。
- (8) 幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (9) 幼稚園の職員の研修に関すること。
- (10) 幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (11) 幼稚園の環境衛生に関すること。
- (12) 幼稚園の調査及び統計に関すること。
- (13) その他幼稚園の管理に関すること。

[改正前 別記]

別表第3(第3条関係)

補助執行をする場合における事務の決裁

事項		決裁者
幼稚園の教育上の指導及び助言の実施に関する事 件。	重要	部長
	軽易	課長
幼稚園の教育課程の届出及び教育計画の報告の処理に関する事 件。		課長
校外行事の承認に関する事 件。		課長
園長連絡会に関する事 件。		課長
幼稚園教諭の研修に関する事 件。	重要	部長
	軽易	課長
幼稚園の環境衛生及び保健衛生の調査に関する事 件。		課長
幼児の災害事故及び伝染病の報告に関する事 件。		課長
幼稚園の保健及び衛生に係る事項の処理に関する事 件。	重要	部長
	軽易	課長
日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関する事 件。	重要	部長
	軽易	課長
幼稚園教諭の7日を超える有給休暇及び職務専念義務の免除の承認に関する事 件。		課長
幼稚園教諭に係る育児休業に関する事 件。		課長
幼稚園教諭に係る心身の故障による休職の承認に関する事 件。		部長
幼稚園教諭の住所、氏名、資格その他の履歴事項の変更届出に関する事 件。		課長

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

	補助執行事務	補助執行職員
那覇市立幼稚園に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園の教育行政の運営に関する基本方針及び基本計画を決定すること。 2 設置及び廃止に関すること。 3 敷地の設定及び変更に関すること。 4 財産(用地に係るものを除く。)の管理に関すること。 5 規則、訓令その他規程の制定及び改廃に関すること。 6 予算その他議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ること。 7 職員の任免その他の人事に関すること。 8 幼児の入園、転園及び退園に関すること(園長の権限に属するものを除く。) 9 組織編制及び保育内容に関すること。 10 教材等の取扱いに関すること。 11 園舎その他の施設及び教具その他の設備に整備に関すること。 12 職員の研修に関すること。 13 幼児及び職員の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 14 幼稚園の環境衛生に関すること。 15 調査及び統計に関すること。 16 その他幼稚園に関すること。 	こどもみらい部長及びこどもみらい部に属する職員
那覇市立壺屋焼物博物館に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置及び廃止に関すること。 2 財産の管理に関すること。 3 規則、訓令その他規程の制定及び改廃に関すること。 4 予算その他議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ること。 5 利用許可に関すること。 6 那覇市立壺屋焼物博物館運営協議会に関すること。 7 その他博物館に関すること。 	市民文化部長及び市民文化部に属する職員

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

那覇市立幼稚園に関する事項

事項		決裁者
幼稚園の教育上の指導及び助言の実施に関する事 こと。	重要	部長
	軽易	課長
幼稚園の教育課程の届出及び教育計画の報告の処理に関する事 こと。		課長
園外行事の承認に関する事 こと。		課長
園長連絡会に関する事 こと。		課長
幼稚園教諭の研修に関する事 こと。	重要	部長
	軽易	課長
幼稚園の環境衛生及び保健衛生の調査に関する事 こと。		課長
幼児の災害事故及び感染症の報告に関する事 こと。		課長
幼稚園の保健及び衛生に係る事項の処理に関する事 こと。	重要	部長
	軽易	課長
日本スポーツ振興センターに係る事項の処理に関する事 こと。	重要	部長
	軽易	課長
幼稚園教諭の7日を超える有給休暇及び職務専念義務の免除の承認に関する事 こと。		課長
幼稚園教諭に係る育児休業に関する事 こと。		課長
幼稚園教諭に係る心身の故障による休職の承認に関する事 こと。		部長
幼稚園教諭の住所、氏名、資格その他の履歴事項の変更届出に関する事 こと。		課長

那覇市立壺屋焼物博物館に関する事項

事項		決裁者
施設の利用許可に関する事 こと。		課長
展覧会、講演会、講習会等の企画、運営及び実施 に関する事 こと。	重要	部長
	軽易	課長
博物館関係団体との調整並びに資料の収集、作成及び配布に関 する事 こと。		課長
資料の寄託受入れ及び返却に関する事 こと。		課長
資料の貸出しに関する事 こと。	重要	部長
	軽易	課長
館報等に関する事 こと。		課長

那覇市教育委員会規則第 1 0 号
平 成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第7条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)を基準に編成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(預かり保育の定義)</p> <p>第17条 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間外に行う教育活動をいう。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第33条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。)第1条の2、<u>第2条、第3条、第4条、第5条第2項及び第3項、第7条、第8条の2、第10条から第12条まで、第17条、第24条、第25条、第30条から第41条までの規定を準用する。</u>この場合において、第3条中「4月6日」とあるのは「4月8日」と、「3月26日」とあるのは「3月19日」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>規則</u>第5条第2項の様式については、別に定める。</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第7条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)を基準に編成する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(預かり保育の定義)</p> <p>第17条 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動をいう。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第33条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項は、那覇市立小学校及び中学校管理運営規則(平成2年教育委員会規則第1号。以下「<u>学校規則</u>」という。)第1条の2、<u>第2条から第4条まで、第5条第2項及び第3項、第7条、第8条の2、第10条から第12条まで、第17条、第24条及び第25条、第30条から第37条の3まで、第39条及び第40条の規定を準用する。</u>この場合において、第3条中「4月6日」とあるのは「4月8日」と、「3月26日」とあるのは「3月19日」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>学校規則</u>第5条第2項の様式については、別に定める。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 1 1 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則(平成10年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>博物館</u>において処理する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、那覇市立壺屋焼物博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>市民文化部博物館</u>において処理する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 1 2 号
平成 2 1 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則を廃止する規則

那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則(昭和 51 年那覇市教育委員会規則
第 2 号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 1 3 号

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務時間等) 第2条 次に掲げる職員の範囲、週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。 (1) 条例第3条第3項に規定する職員 (2)～(3) [略] [別表 別記]	(勤務時間等) 第2条 [略] (1) 条例第3条の2に規定する職員 (2)～(3) [略] [別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]
別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 早番 8時30分から17時15分まで 遅番 12時45分から21時30分まで 早番又は遅番は、課長の定める割振り勤務とする。	早番 11時から14時までの間で課長の定める <u>45分</u> は休憩時間とする。 遅番 16時から19時までの間で課長の定める <u>45分</u> は休憩時間とする。
幼稚園、小学校、中学校及び学校給食センターに勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から <u>17時00分</u> まで	11時から14時までの間で校長、園長又は学校給食センター所長の定める <u>45分</u> は休憩時間とする。
博物館に勤務する職員	(1) 月曜日 (2) <u>4週につき4日館長が指定する日</u>	<u>1週40時間とし、館長の定める割振り勤務とする。</u>	<u>11時から14時までの間で館長の定める45分は休憩時間とする。</u>
図書館に勤務する職員	(1) 月曜日又は金曜日のいずれか館長が指定する日 ただし、月曜日又は金曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する文化の日に当たる場合は、その日以後において館長が指定する日 (2) <u>4週につき4日館長が指定する日</u>	<u>1週40時間とし、館長の定める割振り勤務とする。</u>	11時から14時までの間で館長の定める <u>45分</u> は休憩時間とする。

[改正後 別記]
別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
市民スポーツ課に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 早番 8時30分から17時15分まで 遅番 12時45分から21時30分まで 早番又は遅番は、課長の定める割振り勤務とする。	早番 11時から14時までの間で課長の定める1時間は休憩時間とする。 遅番 16時から19時までの間で課長の定める1時間は休憩時間とする。
幼稚園、小学校及び中学校に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から16時45分まで	11時から14時までの間で園長又は校長の定める45分は休憩時間とする。
学校給食センターに勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から17時まで	11時から14時までの間で学校給食センター所長の定める1時間は休憩時間とする。
図書館に勤務する職員	(1) 月曜日又は金曜日のいずれか館長が指定する日 ただし、月曜日又は金曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する文化の日に当たる場合は、その日以後において館長が指定する日 (2) 4週につき4日館長が指定する日	1週38時間45分とし、館長の定める割振り勤務とする。	11時から14時までの間で館長の定める1時間は休憩時間とする。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 1 号

平成 21 年 3 月 27 日

施 行 済

那覇市立幼稚園処務規程を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市立幼稚園処務規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)における公印の取扱い、文書処理その他の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 幼稚園の公印の種類、保管及び使用等については、那覇市教育委員会公印規則(平成10年那覇市教育委員会規則第9号)の定めるところによる。

(事務の決裁等)

第3条 幼稚園事務の決裁については、別に定めのあるもののほか別表第1に定めるところにより行うものとする。

2 園長が不在のときは、主任教諭がその事務を代決することができる。

(代決の範囲及び後関)

第4条 重要又は異例に属すると認める事務については、前条の規定による代決をすることができない。ただし、あらかじめ処理を指示されたもので急施を要するものについては、この限りでない。

(文書取扱責任者)

第5条 幼稚園における文書事務を円滑に処理するため、文書取扱責任者を置き、主任教諭をもってこれに充てる。

(文書の記号及び番号)

第6条 対外文書には、文書の記号及び番号を付さなければならない。

2 文書の記号は、「那」の1字の次に那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)別表第3に規定する幼稚園の名称(ただし、これらの規定中「那覇市立」及び「幼稚園」の文字を除く。)及び「幼」の1字を配置するものとし、番号は、文書収発簿の番号を用いる。

3 番号は、年度ごとの収発一連の番号とする。

4 同一事案に属する文書は、当該事案が完結するまで同一番号を用いる。ただし、年度内に完結しない事案については、翌年度における当該事案に関する最初の文書の施行又は收受の際、新たに番号を付し、前年度の番号については、文書収発簿の処理欄に記載するものとする。

5 対内文書には、文書の記号及び番号を付さない。

(文書の保存年限)

第7条 文書の保存年限は、法令等に特別の定めがあるもののほか、次のとおりとする。

永年 10年 5年 3年 1年

2 前項の規定による保存年限及び文書分類の基準は、別表第2のとおりとする。

(その他の文書の取扱い)

第8条 この訓令に定めるもののほか、幼稚園の文書の取扱いについては、小学校及び中学校における文書の取扱いに関する諸規定の例による。

(職員の勤務の記録)

第9条 職員の勤務の記録は、園長が整理し、及び保管する。

2 前項に定めるもののほか、職員の勤務の記録については、那覇市職員の勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市訓令第14号)の例による。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、幼稚園の事務処理に関し必要な事項は、園長が定める。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事項		決裁者
文書の保存及び保存文書の廃棄に関すること。		園長
職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、忌引休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務の免除でこどもみらい部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	主任教諭の3日を超えるもの及び教諭の7日を超えるもの	園長
	主任教諭の3日以内及び教諭の7日以内	主任教諭
非常勤職員の休暇の承認に関すること。		主任教諭
職員の国内出張命令の承認に関すること。	主任教諭の3日を超えるもの及び教諭の7日を超えるもの	園長
	主任教諭の3日以内及び教諭の7日以内	主任教諭
職員の研修に関すること。		主任教諭
入園、退園、転園及び休園に関すること。		主任教諭
出席簿の作成に関すること。		主任教諭
園児の健康診断の実施に関すること。		主任教諭
防災計画に関すること。		主任教諭
入園料及び保育料の収納に関すること。		主任教諭
物品購入に関すること。	50万円以上100万円未満	園長
	50万円未満	主任教諭
その他の定例的な幼稚園事務に関すること。	重要	園長
	軽易	主任教諭

別表第2(第7条関係)

分類	項目	保存年限
保育料等	保育料減免関係文書	5年
	保育料徴収関係文書	5年
	入園願書関係文書	5年
	園児募集関係文書	1年

備考 幼稚園の文書に係る保存年限及び文書分類の基準は、この表に定めるもののほか小学校及び中学校の基準に関する諸規定の例によるものとする。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第5号
平成21年3月27日
施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。 6 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者	
人 事 に 関 す る 事 項	[略]		
	非常勤職員(那覇市教育委員会非常勤職員要綱の適用がある者をいう。以下同じ。)の休暇に関する事。	[略]	
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。	[略]	
	市費負担職員の国内出張命令に関する事。	[略]	
	市費負担職員の国外出張命令に関する事。	部長	教育長
		副部長以下	部長
	県費負担教職員の出張命令に関する事。	[略]	
附属機関の委員等の国内出張依頼に関する事。		課長	
財 産 に 関 す る 事 項	物品購入の契約に関する事。	500万円以上3,000万円未満	教育長
		150万円以上500万円未満	部長
		50万円以上150万円未満	副部長
		50万円未満	課長
	[略]		
	物品の貸付けに関する事。		[略]
	不動産、動産等の借入れに関する事。	1,000万円以上	教育長
		500万円以上1,000万円未満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
物品の寄附受入れ及び不用品の処分に関する事。	[略]		
工 事 に 関 す る 事 項	工事用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関する事。	1,000万円以上	教育長
		500万円以上1,000万円未満	部長
		150万円以上500万円未満	副部長
		150万円未満	課長
	測量及び調査のための土地立入りに関する事。		[略]
設計額1件1億円以上及び国、県補助事業に係る工事設計図書の承認に関する事。		副部長	

	<u>設計額1件1億円未満の工事設計図書(国、県補助事業に係る工事設計図書を除く。)</u> の承認に関する <u>こと。</u>		課長	
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の承認に関する <u>こと。</u>	100万円以上	副部長	
		100万円未満	課長	
	<u>測量、調査及び設計等の委託契約の検査及び検査報告に関する<u>こと。</u></u>	100万円以上	副部長	
		100万円未満	課長	
	工事請負契約の締結に関する <u>こと。</u> (<u>予定価格の設定を含む。</u>)		[略]	
	測量、調査及び設計等の委託契約に関する <u>こと。</u>		[略]	
	<u>工事の一部委任又は一部下請負の承認に関する<u>こと。</u></u>		課長	
	<u>工事検査及び検査報告に関する<u>こと。</u></u>		副部長	
	<u>工事設計書の精査に関する<u>こと。</u></u>		副部長	
	<u>測量、調査及び設計等の委託設計図書の精査に関する<u>こと。</u></u>		副部長	
	<u>検査員の任命に関する<u>こと。</u></u>		副部長	
予 算 理 関 係 事 項	[略]			
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関する <u>こと。</u>		[略]	
	使用料に係る減免に関する <u>こと。</u> (<u>減免事由の明確なものに限る。</u>)		[略]	
	<u>食料費に関する<u>こと。</u></u>		[略]	
	支出負担行為及び支出命令に関する <u>こと。</u>		[略]	
	委託契約に関する <u>こと。</u>	1,000万円以上		教育長
		500万円以上1,000万円未満		部長
		100万円以上500万円未満		副部長
		100万円未満		課長
不納欠損処分に関する <u>こと。</u>		[略]		
[略]				
情 報 公 開 関 係 事 項	[略]			

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

事項	区分	専決者	
人 事 に 関 する 事 項	[略]		
	非常勤職員(那覇市教育委員会非常勤職員要綱(平成2年10月5日教育長決裁)の適用がある者をいう。以下同じ。)の休暇に関する事 項。	[略]	
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事 項。	[略]	
	市費負担職員の出張命令に関する事 項。	[略]	
	県費負担教職員の出張命令に関する事 項。	[略]	
	附属機関の委員等の出張依頼に関する事 項。	課長	
財 産 に 関 する 事 項	物品購入の契約に関する事 項。	<u>1,500万円以上3,000万円未満</u>	教育長
		<u>500万円以上1,500万円未満</u>	部長
		<u>100万円以上500万円未満</u>	副部長
		<u>100万円未満</u>	課長
	[略]		
	物品の貸付けに関する事 項。		[略]
	不動産、動産等の借入れに関する事 項。	<u>1,500万円以上</u>	教育長
		<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>	部長
		<u>500万円以上1,000万円未満</u>	副部長
		<u>500万円未満</u>	課長
	物品の寄附受入れ及び不用品の処 分に関する事 項。	[略]	
工 事 に 関 する 事 項	工事用資材の購入、物件の修繕及び 賃貸借又は不用品の処分に関する 事 項。	<u>1,500万円以上</u>	教育長
		<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>	部長
		<u>500万円以上1,000万円未満</u>	副部長
		<u>500万円未満</u>	課長
	測量及び調査のための土地立入りに関する事 項。		[略]
	<u>工事設計図書の承認に関する事 項。</u>		課長
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の承認に関する事 項。		課長
	工事請負契約の締結に関する事(予定価格の設定を含む。) 項。		[略]
	測量、調査及び設計等の委託契約に関する事 項。		[略]

	<u>工事検査及び検査報告に関すること。</u>	課長	
	<u>測量、調査及び設計等の委託契約の検査及び検査報告に関すること。</u>	課長	
	<u>工事の一部委任又は一部下請負の承認に関すること。</u>	課長	
予 算 理 関 係 に 関 する 事 項	[略]		
	歳入に係る納期限の延長又は分納に関すること。	[略]	
	使用料に係る減免に関すること(減免事由の明確なものに限る。)	課長	
	<u>食糧費</u> に関すること。	課長	
	支出負担行為及び支出命令に関すること。	[略]	
	委託契約に関すること。	<u>1,500万円以上</u>	教育長
		<u>1,000万円以上1,500万円未満</u>	部長
		<u>500万円以上1,000万円未満</u>	副部長
		<u>500万円未満</u>	課長
	不納欠損処分に関すること。	[略]	
[略]			
指 定 管 理 者 に 関 する 事 項	<u>指定管理者の指定に係る募集要項の策定及び協定書の締結等に関すること。</u>	部長	
情 報 公 開 に 関 する 事 項	[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

事務局個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		

[改正前 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項		決裁者
中央公民館	[略]		
久茂地公民館	[略]		
小禄南公民館	教育費雑入に係る歳入の調定、納付又は納入の通知に関する こと。	[略]	
首里公民館			
若狭公民館	委託契約に関する こと。	30万円以上100万円未満	課長
館嶺公民館		30万円未満	主幹等
館多川公民館	物品の購入に関する こと。	30万円以上50万円未満	課長
		30万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に 関すること。	30万円以上	課長
		30万円未満	主幹等
	施設の使用許可及びその取消しに関する こと。		
	[略]		
図書館	[略]		
教育研究所	[略]		
学校給食センター	[略]		
	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する こと。		[略]
	委託契約に関する こと。	30万円以上100万円未満	課長
		30万円未満	主幹等
	物品の購入に関する こと。	30万円以上50万円未満	課長
		30万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に 関すること。	30万円以上	課長
		30万円未満	主幹等
学校	[略]		

[改正後 別記]

別表第4(第4条関係)

教育機関個別専決事項

教育機関	事項		専決者
中央公民館	[略]		
久茂地公民館	[略]		
小禄南公民館	教育費雑入に係る歳入の調定、納付又は納入の通知に関する事 こと。	[略]	
首里公民館			
若狭公民館	委託契約に関する事 こと。	50万円以上500万円未満	課長
石嶺公民館		50万円未満	主幹等
繁多川公民館	物品の購入に関する事 こと。	50万円以上100万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に 関すること。	50万円以上	課長
		50万円未満	主幹等
	施設の使用許可及びその取消しに関する事 こと。		
	[略]		
図書館	[略]		
教育研究所	[略]		
学校給食センター	[略]		
	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事 こと。		[略]
	委託契約に関する事 こと。	50万円以上500万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	物品の購入に関する事 こと。	50万円以上100万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に 関すること。	50万円以上	課長
		50万円未満	主幹等
学校	[略]		

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号
平成 2 1 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

農業委員会委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 以上の数 2 5 8 人

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 1 号
平成 2 1 年 3 月 2 5 日
掲 示 済

那覇市監査委員条例（1972 年那覇市条例第 10 号）第 10 条の規定に基づき、那覇市監査委員処務規程を次のように定めた。

那覇市監査委員 宮 里 善 博
同 洲 鎌 忠
同 知 念 博

那覇市監査委員処務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市監査委員条例 (1972 年那覇市条例第 10 号) 第 10 条の規定に基づき、那覇市監査委員 (以下「委員」という。) の事務の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第 2 条 代表監査委員は、識見を有する者から選任された委員のうちから委員が協議して決定する。

2 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、あらかじめ代表監査委員が指名した他の識見を有する委員がその職務を代理する。

(代表監査委員が処理する事項)

第 3 条 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 事務局の組織及び職員の任免に関すること。
- (2) 事務局職員の服務に関すること。
- (3) 委員及び事務局長の旅行に関すること。
- (4) 情報公開及び個人情報開示の決定に関すること。
- (5) その他庶務に関すること。

2 代表監査委員は、前項の事務の一部を事務局長又は副参事に専決させることができる。

(監査委員会議)

第 4 条 委員の職務の執行に関し、必要な事項を調整、協議するため監査委員会議を置く。

- 2 監査委員会議は、必要の都度開催するものとする。
- 3 監査委員会議は、代表監査委員が招集し、主宰する。
- 4 監査委員会議に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 監査等の実施方針及び年間計画に関すること。
 - (2) 監査の請求及び監査の要求による監査に関すること。
 - (3) 監査及び検査の結果についての公表、報告等に関すること。
 - (4) 決算審査及び基金の運用状況の審査の意見に関すること。
 - (5) その他委員が必要と認める事項に関すること。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、委員の事務に関し必要な事項は、監査委員会議で定める。

付 則

この告示は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。

那覇市監査委員告示第 2 号

平成 2 1 年 3 月 2 5 日

掲 示 済

那覇市監査委員条例 (1972 年那覇市条例第 10 号) 第 10 条の規定に基づき、那覇市監査基準を次のように定めた。

那覇市監査委員	宮 里 善 博
同	洲 鎌 忠
同	知 念 博

那覇市監査基準

目次

第 1 章 総則

第 1 節 一般基準 (第 1 条—第 5 条)

第 2 節 実施基準 (第 6 条—第 10 条)

第 3 節 報告基準 (第 11 条—第 13 条)

第 2 章 監査等の実施

第 1 節 監査等の種類 (第 14 条—第 17 条)

第 2 節 監査等の事前手続 (第 18 条—第 22 条)

第 3 章 監査等の結果 (第 23 条—第 29 条)

付則

第 1 章 総則

第 1 節 一般基準

(目的)

第 1 条 この基準は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。) 及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号。以下「健全化法」という。) の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査 (以下「監査等」という。) の実施並びに報告の徴取に関し、必要な事項を定めるとともに、市長又は関係する行政委員会等 (以下「市長等」という。) 及び議会との関係を明確にすることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法及び不正の指摘にとどまらず、指導にも重点を置いて監査等を実施し、もって、市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保障を期すものとする。

(監査委員の使命)

第 3 条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務 (地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 140 条の 5 に定める事務を除く。第 14 条第 3 号において同じ。) の執行 (以下「事務事業の執行」という。) について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表する等により、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものとする。

(監査委員の責務)

第4条 監査委員は、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）を指導監督しなければならない。

4 監査委員は、議会又は市長等にあらかじめ意見を聴かれた場合は、信義誠実な態度で応じなければならない。

(事務局職員心得)

第5条 事務局職員は、職務の遂行に当たっては、特に、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職責の重大性にかんがみ、常に研修に心がけ、法令、条例及び規則等（以下「法令等」という。）に精通するとともに、絶えず、市政の現状に関心を持ち、監査等の参考となる資料の収集に努めること。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。

(4) 監査等の進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

(5) 監査等の終了後は、速やかに復命書又は結果報告書を作成し、監査委員に復命すること。

(6) 復命書又は結果報告書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ具体的に記述すること。

2 事務局職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第2節 実施基準

(実施の基本方針)

第6条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。

(計画的な監査等の実施)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、監査の種類別に実施要領を策定するとともに、年間監査計画を作成し、これに基づいて秩序整然と

適時に実施しなければならない。

(監査等の調整)

第 8 条 監査等の計画の策定及び実施に当たっては、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合して成果が上がるように調整運用しなければならない。

(監査等の実施手続の適用基準)

第 9 条 監査等の実施手続の適用は、監査等の種類、対象、目的、管理点検体制及び内部監査（内部考査）の信頼性の程度を勘案して、試査又は精査による。この場合において、試査による場合は、その範囲を合理的に決定しなければならない。

2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定する。

3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

(合理的基礎確保の基準)

第 10 条 監査委員は、監査等の項目の重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して、合理的な基礎を得るまで監査等を実施しなければならない。

第 3 節 報告基準

(報告、意見の提出)

第 11 条 監査委員は、監査等を終了したときは、公正不偏な態度をもって監査の結果に関する報告（意見を添える場合は当該意見を含む。以下「報告書等」という。）を決定し、速やかに提出及び公表の手続をとらなければならない。

(報告書等の作成)

第 12 条 前条の報告には、監査委員の責任の範囲を明確にするために必要な項目を記載する。

2 監査等の結果は、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意しなければならない。

3 指摘事項については、合理的な基礎に基づかなければならない。

(報告の提出以前の周知の禁止)

第 13 条 監査等の結果は、原則として、第 11 条の報告の提出以前に、市長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

第 2 章 監査等の実施

第 1 節 監査等の種類

(監査)

第 14 条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期監査（法第 199 条第 4 項）

毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて、次の事項について行う。

- ア 市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- イ 市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (2) 随時監査 (法第 199 条第 5 項)
必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。
- (3) 行政監査 (法第 199 条第 2 項)
必要があると認めるとき、市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時に実施する。
- (4) 工事監査 (法第 199 条第 4 項)
事務執行の手続きが適法に行われたか、工事施工が経済的に妥当かつ安全なものであったか等について、財務及び技術の面から実施する。
- (5) 財政援助団体等に対する監査 (法第 199 条第 7 項)
財政的援助を与えている団体、出資・支払保障団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者に対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- (6) 指定金融機関等の監査 (法第 235 条の 2 第 2 項・公企法第 27 条の 2 第 1 項)
指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。
- (7) 住民の直接請求に基づく監査 (法第 75 条)
請求に係る事務の執行について実施する。
- (8) 議会の請求に基づく監査 (法第 98 条第 2 項)
請求に係る事務について実施する。
- (9) 請願の措置としての監査 (法第 125 条)
議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施する。
- (10) 市長の要求に基づく監査 (法第 199 条第 6 項)
要求に係る事務の執行について実施する。
- (11) 住民監査請求による監査 (法第 242 条)
請求の内容について実施する。
- (12) 職員の賠償責任に関する監査 (法第 243 条の 2 第 3 項・公企法第 34 条)
要求に係る事実の有無等について実施する。

(検査)

第 15 条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

例月現金出納検査 (法第 235 条の 2 第 1 項)

会計管理者及び企業管理者の保管する現金 (歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。) の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(審査)

第 16 条 審査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 決算審査 (法第 233 条第 2 項・公企法第 30 条第 2 項)

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(2) 基金運用状況審査 (法第 241 条第 5 項)

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 財政健全化審査及び公営企業の経営健全化審査 (健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(報告の聴取)

第 17 条 監査委員は、地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項又は地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 号) 第 22 条の 5 第 3 項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めるものとする。

第 2 節 監査等の事前手続

(年間監査計画)

第 18 条 年間監査計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

(事前通知)

第 19 条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、市長等に対し、監査等の種類、期日及び場所等をあらかじめ通知する。

(資料要求等)

第 20 条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求める。

(事前研究)

第 21 条 監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等について、あらかじめ次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 関連法規等の調査研究を行い、基礎知識をかん養すること。
- (2) 前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握すること。
- (3) 前回までの監査等における指摘内容及び問題点等を把握すること。

(監査等の着眼点)

第 22 条 監査等の着眼点は、全国都市監査委員会が定める都市監査基準準則別項に定める監査等の着眼点のうちから適宜選択する。ただし、監査等の対象により、必要に応じて、その都度着眼点を追加して定めるものとする。

第 3 章 監査等の結果

(報告の提出等)

第 23 条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、監査結果に関する報告を次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に提出しなければならない。

- (1) 第 14 条第 1 号から第 5 号まで及び第 15 条 議会及び市長等
- (2) 第 14 条第 6 号 議会、市長等及び請求人の代表者
- (3) 第 14 条第 7 号及び第 9 号 要求のあった議会又は市長
- (4) 第 14 条第 10 号 請求人
- (5) 第 14 条第 11 号 市長又は企業管理者

(意見の提出)

第 24 条 監査委員は、決算審査及び基金の運用状況審査を終了したときは、審査意見を市長に提出しなければならない。

- 2 職員の賠償責任に関する監査の結果において、市長又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。
- 3 監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することができる。

(勧告)

第 25 条 監査委員は、住民監査請求に基づく監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会又は市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

(報告の決定)

第 26 条 監査の結果に関する報告の決定のうち、次の各号に掲げるものは、監査委員の合議による。

- (1) 第 14 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号、第 9 号、第 10 号及び第 11 号

に定める監査結果

(2) 第 16 条に定める審査意見

(報告の公表)

第 27 条 監査の結果に関する報告のうち、第 14 条第 1 号から第 4 号まで、第 6 号、第 7 号、第 9 号及び第 10 号に定める監査に係るものについては、速やかに公表しなければならない。この場合において、公表は、那覇市公告式条例（1961 年那覇市条例第 1 号）の規定を準用する。

(報告書等の記載事項)

第 28 条 監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載する。

(1) 報告等の提出日付

(2) 監査等を実施した監査委員名

(3) 監査等の種類

(4) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 監査等の対象とした部課等名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）

エ その他監査等の目的又は着眼点

オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等を委託した場合、委託した旨及びその結果

(5) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

(監査等の結果報告後の処置)

第 29 条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見については、議会又は市長等から適時措置状況報告を求めるものとする。

2 第 14 条第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に係る議会又は市長等からの措置状況報告は、これを公表しなければならない。

3 第 14 条第 10 号の住民監査請求に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ公表しなければならない。

4 公表の方法については、第 27 条後段の規定のとおりとする。

付 則

- 1 この告示は、平成 21 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 監査基準（平成 5 年 11 月 1 日施行）は、廃止する。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

平成 21 年 3 月 31 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>4 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

機関	職	
[略]		
市長部局	(1) [略] (2) 副部長 <u>管理センター長</u> 参事 局長 (3)~(5) [略]	
[略]		
教育委員会	[略]	
	公民館	中央公民館長
	<u>壺屋焼物博物館</u>	<u>館長</u>
	小学校	(1) 校長 (2) <u>教頭</u>
	中学校	(1) 校長 (2) <u>教頭</u>
[略]		
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

機関	職	
[略]		
市長部局	(1) [略] (2) 副部長 参事 局長 (3)~(5) [略]	
[略]		
教育委員会	[略]	
	公民館	中央公民館長
	小学校	(1) 校長 (2) <u>副校長</u> (3) <u>教頭</u>
	中学校	(1) 校長 (2) <u>副校長</u> (3) <u>教頭</u>
[略]		
[略]		

備考 [略]

那覇市公平委員会規則第2号

平 成 2 1 年 3 月 3 1 日

公 布 済

不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続きに必要な不服申立書その他の書面の様式の指定の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続きに必要な不服申立書その他の書面の様式の指定の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続きに必要な不服申立書その他の書面の様式の指定(昭和47年那覇市公平委員会規則第9号)を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1号様式 (不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">不服申立書</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">那覇市公平委員会殿</p> <p style="text-align: center;">不服申立人 印</p> <p style="text-align: center;">所属機関名</p> <p>地方公務員法第49条の2第21項および不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条の規定により、次のとおり不服申立てをします。 なお別紙のとおり処分説明書の写しを添付します。</p> <p>1～9 [略]</p> </div> <p>備考 [略]</p>	<p>第1号様式 (不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">不服申立書</p> <p style="text-align: center;">昭和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">那覇市公平委員会殿</p> <p style="text-align: center;">不服申立人 印</p> <p style="text-align: center;">所属機関名</p> <p>地方公務員法第49条の2第1項および不利益処分についての不服申立てに関する規則第5条の規定により、次のとおり不服申立てをします。 なお別紙のとおり処分説明書の写しを添付します。</p> <p>1～9 [略]</p> </div> <p>備考 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。